

設 楽 町

高 齡 者 福 祉 計 画  
第 6 期 介 護 保 険 事 業 計 画

(平成 27 年度～平成 29 年度)





# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の背景	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 日常生活圏域の設定	3
5. 計画策定の経緯	4
6. 計画の推進	5
7. 計画の評価	6
第2章 現状分析	7
1. 高齢者・要介護者の現状	7
2. 日常生活圏域ニーズ調査結果の概要	19
第3章 計画の目標	33
1. 計画の理念	33
2. 設楽町版地域包括ケアシステム構築に向けた検討	32
3. 設楽町版地域包括ケアシステム構築のイメージ	36
4. 計画の基本目標	38
基本目標Ⅰ 健康寿命の延伸（自助の推進）	38
基本目標Ⅱ 地域で支える安心幸福社会（互助の推進）	38
基本目標Ⅲ 安心して介護を受けられる環境づくり（共助の推進）	39
基本目標Ⅳ 自立と自己実現を支える高齢者保健福祉(公助の推進)	39

第4章 施策の内容	40
1. 健康づくりへの支援	41
2. 安心生活への支援	43
3. 高齢者の生きがいづくりへの支援	44
4. 住民団体活動等の推進	45
5. 介護(予防)給付サービスの充実	46
6. 相互扶助の推進	48
7. 高齢者保健事業の推進	52
8. 高齢者福祉事業の推進	53
第5章 介護保険サービスの総給付費等と保険料	56
1. 給付実績分析	56
2. サービス別見込み量	59
3. 給付見込み額	81
4. 介護保険料の算出	88
第6章 資料編	94

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画の背景

日本の総人口は減少しているものの、平均寿命の延伸により65歳以上の高齢者人口は年々増加し、4人に1人が高齢者となっています。今後はいわゆる団塊の世代が高齢期を迎え、さらに10年後の平成37年には団塊の世代が75歳以上高齢者（後期高齢者）となり、高齢者の単独独居や夫婦のみの高齢者世帯、要介護等認定者、認知症高齢者が増加することが見込まれています。

このような状況の中、平成26年には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するなど、多分野との連携強化が示され、また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、介護、医療、介護予防、住まい、日常生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

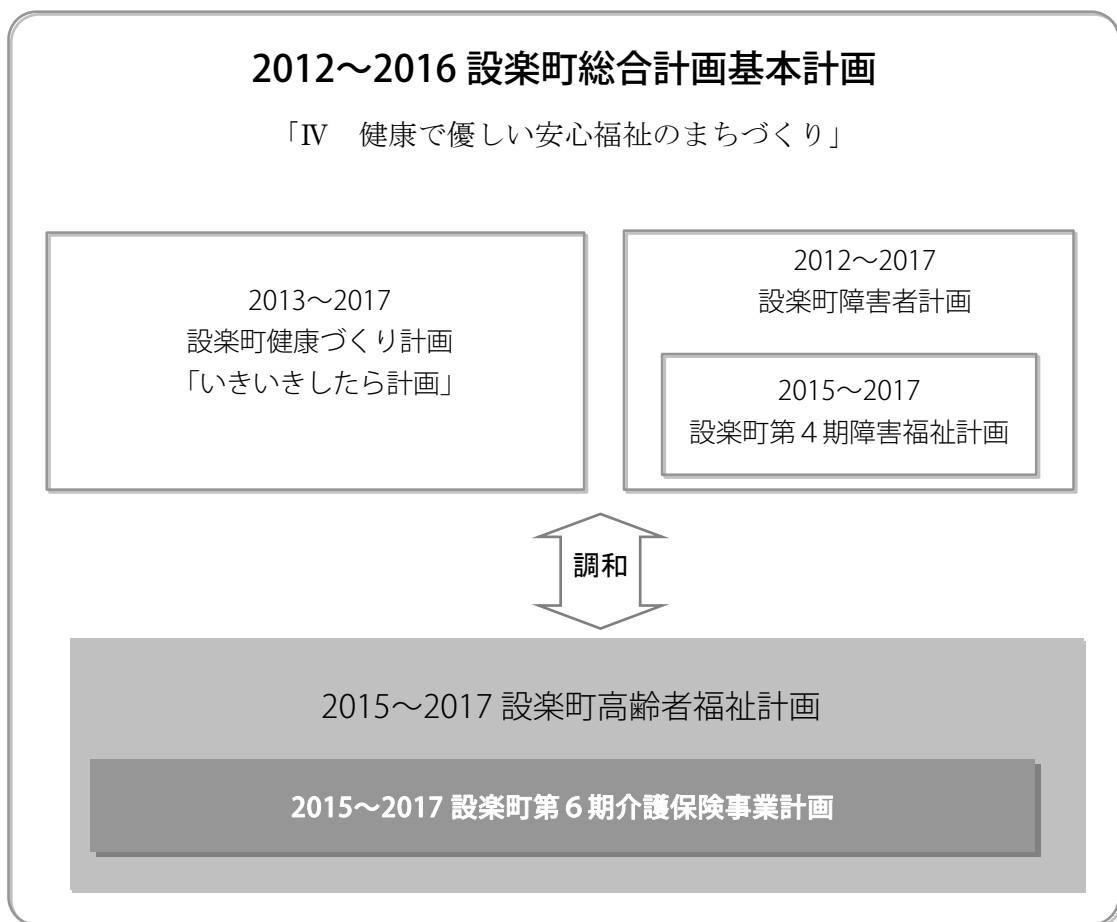
設楽町（以下「町」という。）においては、平成24～26年度を計画期間とする「設楽町高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画（以下、「前計画」という。）」で基本理念を「すべての高齢者に笑顔と活力があふれるまち」と掲げ、継続的にさまざまな方策を講じてきました。

平成27～29年度を計画期間とする設楽町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画（以下、「第6期計画」という。）では、平成37年までの中長期的な視点に立ちながら、設楽町版地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の基本的考え方やめざすべき取り組み等を明らかにします。

## 2. 計画の位置付け

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく法定計画、介護保険事業計画は介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づく法定計画であり、町では、これらを一体的に策定します。

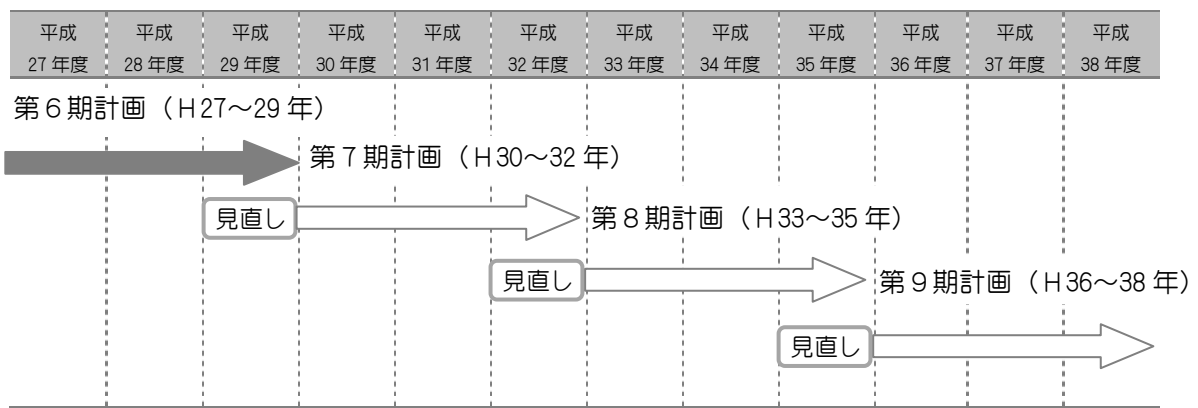
また、「2012～2016 設楽町総合計画基本計画」を上位計画とし、「2013～2017 設楽町健康づくり計画」「2013～2017 設楽町国民健康保険特定健康診査等実施計画」「設楽町障害者計画、第 4 期障害福祉計画」との調和を図りつつ、老人福祉と介護保険事業を一体的に推進するための個別計画として位置づけられます。



### 3. 計画の期間

第6期計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。

また、町介護需要のピークが予想される平成32年前後を視野に入れながら、平成37年度の介護需要及びサービスの種類ごとの量の見込やそのために必要な介護保険料水準を推計し、持続可能な制度となるための中長期的な視野に立った計画とします。



※東三河広域連合（東三河8市町村）において、平成30年4月に介護保険の保険者統合を行う予定です。平成30年度～平成32年度を計画期間とする第7期介護保険事業計画については、東三河広域連合が策定する予定です。

### 4. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域については、地域特性や地理的条件、人口規模規模などを踏まえ、前期計画から継続して、町全域を1圏域として設定します。

## 5. 計画策定の経緯

保健・医療・福祉の各分野の関係者、学識経験者による委員及びオブザーバーとして地域有識者などが参画した「設楽町介護保険事業計画等策定委員会」を開催し、町の目指すべき高齢社会についてのご意見をいただき、計画に反映しました。

また、本町に在住の高齢者に対して、日常生活や健康状態、介護保険制度に対する意見・要望等を把握するための日常生活圏域ニーズ調査を実施するとともに、介護事業者・各種団体に対して地域資源把握調査を実施しました。

名 称	概 要
H25.5.27 計画策定会議	介護給付の状況 現状分析等
H26.2.10 計画策定会議	基調講演「世の中の先端をいく光齢者のまちづくりへ～協働で介護予防活動の波をおこす～」 今後の会議の進め方、計画策定の論点
H26.2～3 日常生活圏域ニーズ調査	町内在住の被保険者に対して、サービスの利用意向把握・心身の状況・環境その他の事情等の実態に関するアンケート調査の実施
H26.5.21 計画策定会議	現状分析、地域包括支援センター運営について
H26.7.16 計画策定会議	現状分析、地域包括ケアシステムのイメージ、 地域包括支援センター運営について
H26.7 地域資源把握調査	町内介護・医療・福祉事業所、住民団体等へのアンケート及びヒヤリング調査の実施 [計 30 事業所]
H26.9.17 計画策定会議	現状分析、設楽町版地域包括ケアシステム構築に向けての検討
H26.11.17 議会全員協議会	計画策定の中間報告、意見徴収
H26.11.19 計画策定会議	現状分析、設楽町版地域包括ケアシステム構築に向けての検討 計画書(素案)の検討
H26.12～H27.1 計画書(素案)パブリック コメント実施	意見件数 15 件
H27.2.4 計画策定会議	計画(案)の検討
H27.2.19 議会全員協議会	計画(案)の最終報告、意見徴収
H27.3	計画書策定



## 6. 計画の推進

第6期計画は、役場関係課、住民、地域、介護サービス事業者、保健・医療福祉の関係機関、高齢者相談センター、行政機関等が連携・協力して推進します。

### ○ 役場庁内関係課の連携

第6期計画の推進は、地域包括ケアシステム構築の推進に向けて極めて重要であり、庁内一丸となって取り組むよう努めます。町民課、したら保健福祉センター、総務課、企画ダム対策課等の関係課が相互に連絡をとり問題意識を共有し、協力して必要な施策に取り組むよう努めます。

### ○ 「高齢者まちづくり会議」の開催

介護保険事業の運営及び地域包括ケアシステム構築については、幅広い関係者の協力を得て、地域の課題や目指すべき方向性を共有し、町の実情に応じたものとする事が求められます。

このため、住民、介護、医療事業者及び行政が対等な立場でそれぞれの役割を担いながら協働して行う地域づくりを推進することとし、「高齢者まちづくり会議」を設置し、第6期計画の進捗管理等を行います。

「高齢者まちづくり会議」の設置に当たっては、公募による被保険者を代表する町民の参加に配慮するとともに、住民へ公開により開催します。

### ○ 介護サービス事業所、愛知県、近隣市町村との連携

介護サービスの基盤整備にあたっては、介護サービス事業所と連携して多様化する利用者ニーズを的確に把握するとともに、広域的な検討が必要な部分については、愛知県、近隣市町村との連携を図りながら推進していきます。

## 7. 計画の評価

第6期計画の進行状況を評価するため「高齢者まちづくり会議」を開催し、各年度における個々の数値目標の達成状況を点検するとともに、第6期計画に盛り込んだ施策が、住民のニーズや地域の状況等に応じて有効に機能しているか検証します。

評価の内容については、関係各機関に情報提供を行い、サービスの質の向上につながるよう努めます。

また、評価結果を広報等により公表・公開します。

## 第2章 現状分析

### 1. 高齢者・要介護者の現状

#### (1) 人口の実績と今後の推計

総人口及び高齢者人口について、今後も減少すると推計されます。

一方、高齢化率は、年々増加し、平成29年では47.2%、平成32年では48.6%、平成37年では50.4%と増加することが推計されます。

図 高齢者人口および高齢化率の実績、推計

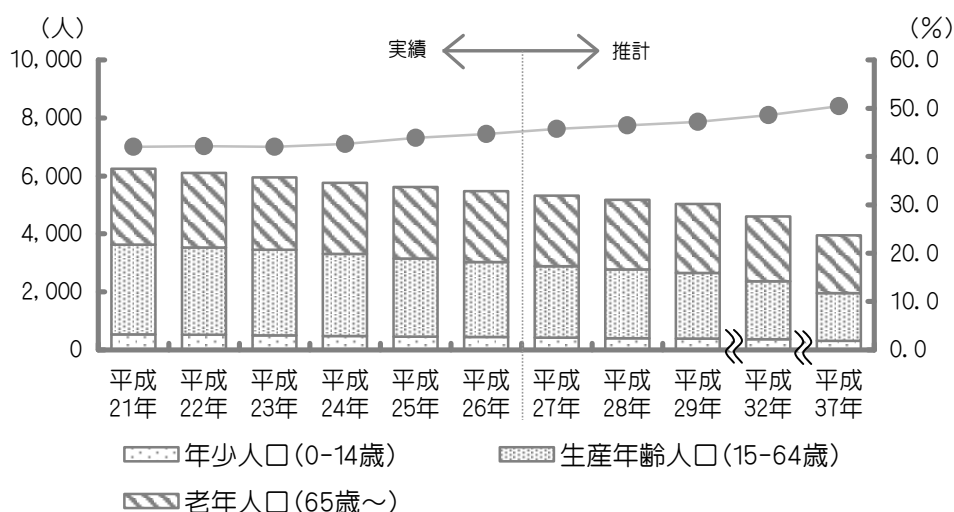


表 高齢者人口および高齢化率の実績、推計

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 32年	平成 37年
年少人口 (0-14歳)	534	521	503	479	457	438	416	395	387	364	314
生産年齢人口 (15-64歳)	3,089	3,008	2,946	2,829	2,695	2,590	2,471	2,377	2,271	2,003	1,641
老年人口 (65歳~)	2,622	2,572	2,501	2,457	2,466	2,444	2,433	2,407	2,377	2,238	1,990
計	6,245	6,101	5,950	5,765	5,618	5,472	5,320	5,179	5,035	4,605	3,945
高齢化率	42.0%	42.2%	42.0%	42.6%	43.9%	44.7%	45.7%	46.5%	47.2%	48.6%	50.4%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

※推計値は住民基本台帳（各年10月1日現在）を基にコーホート変化率法で推計

今後、高齢者人口は減少していきますが、後期高齢者が占める割合は増加することが推計されます。

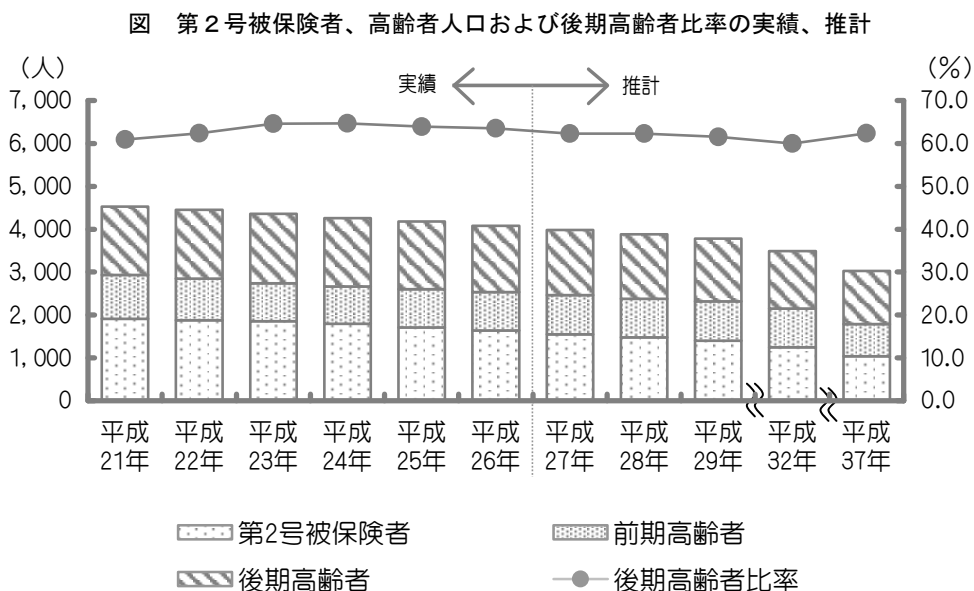


表 高齢者人口および後期高齢者比率の実績、推計

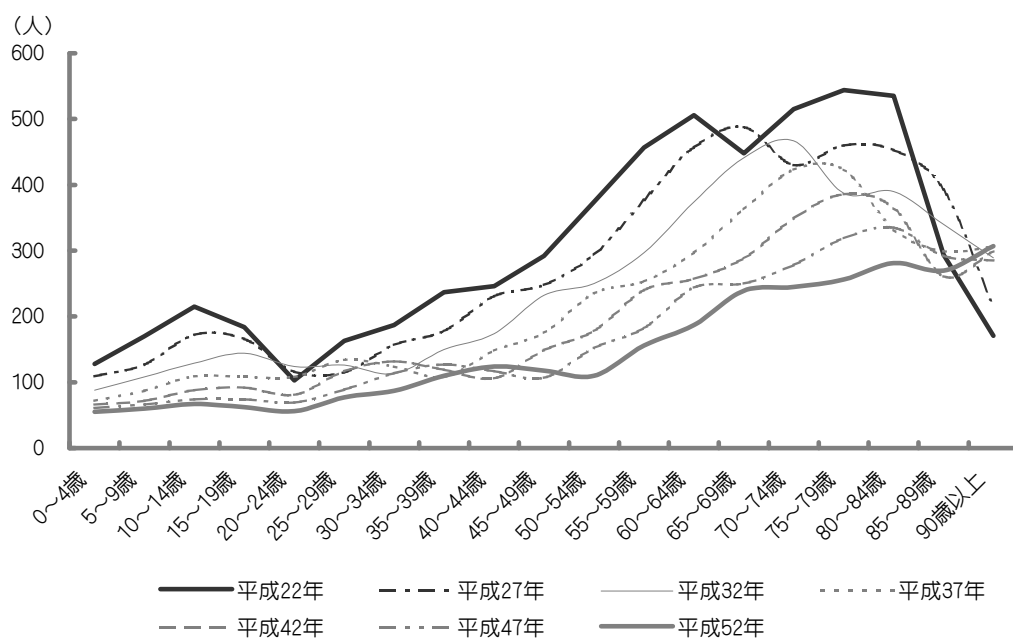
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
2号被保険者	1,906	1,880	1,858	1,798	1,713	1,639	1,547	1,475	1,402	1,250	1,038
前期高齢者	1,025	968	885	867	890	892	918	908	915	896	748
後期高齢者	1,597	1,604	1,616	1,590	1,576	1,552	1,515	1,499	1,462	1,342	1,242
後期高齢者率	60.9%	62.4%	64.6%	64.7%	63.9%	63.5%	62.3%	62.3%	61.5%	60.0%	62.4%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

※推計値は住民基本台帳（各年10月1日現在）を基にコーホート変化率法で推計

高齢化が進行しながら人口全体が減少していくことが推計されます。90歳以上人口は増加することが推計されます。

図 5歳階級別人口の実績、推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所

表 全国、愛知県との高齢化率の比較

	設楽町	愛知県	全国
高齢化率	42.2%	20.1%	23.1%

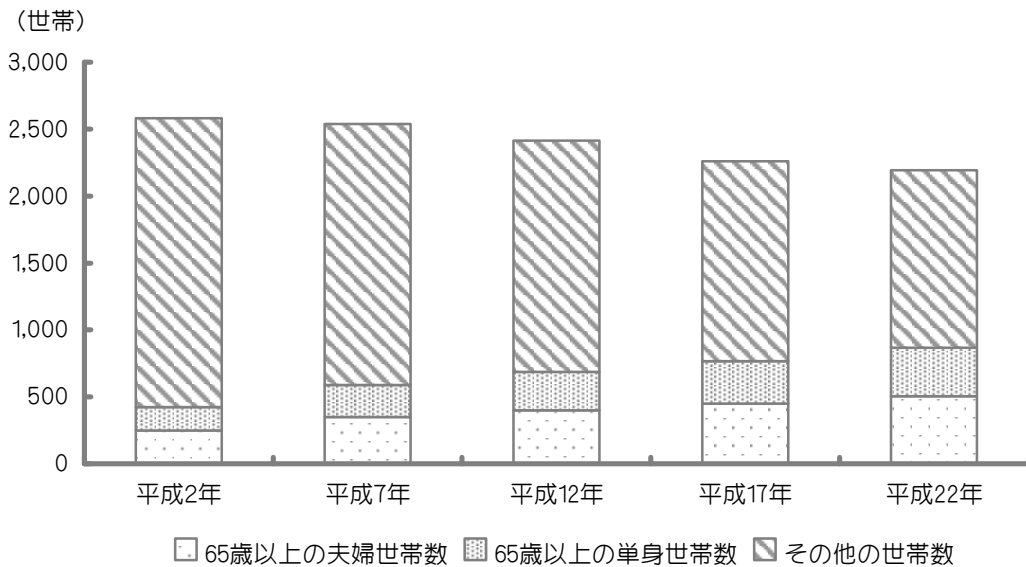
資料：国勢調査

(2)

世帯数の推移

世帯数については、総世帯数は減少しているものの、65歳以上の夫婦世帯数、65歳以上の単身世帯数については増加しています。

図 世帯数の推移



資料：国勢調査

表 世帯数の推移

	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
総世帯数	2,580	2,539	2,414	2,261	2,194	2,356	2,342	2,309
高齢者のみ世帯数計	423	588	686	766	866	1,007	1,015	1,013
65歳以上の夫婦世帯数	248	350	401	451	506	451	445	451
65歳以上の単身世帯数	175	238	285	315	360	556	570	562
その他の世帯数	2,157	1,951	1,728	1,495	1,328	1,349	1,327	1,296

資料：平成2年から平成22年（国勢調査）、平成24年から平成26年（住民基本台帳、町民課調べ）



(3)

要介護度別認定者数の推移

要支援・要介護認定者については、今後、減少傾向となることが推計されます。

図 要支援・要介護認定者の実績、推計

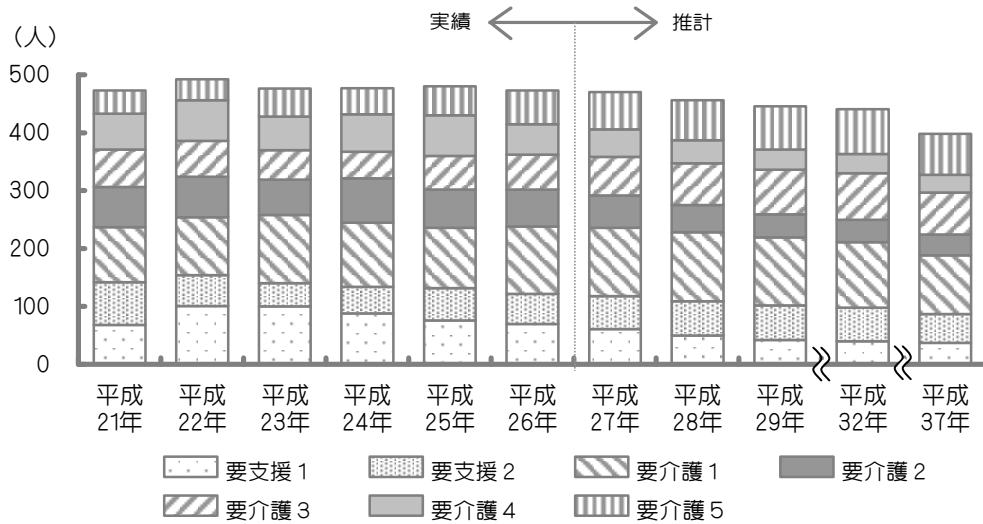


表 要支援・要介護認定者の実績、推計

(人)

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 32年	平成 37年
要支援1	68	101	100	88	76	70	61	50	42	40	37
要支援2	74	53	40	46	56	52	57	59	60	58	50
要介護1	95	100	118	111	104	116	118	119	117	113	101
要介護2	69	70	61	76	66	64	56	47	40	39	36
要介護3	65	62	51	46	58	60	66	72	77	80	73
要介護4	62	70	58	65	70	53	48	40	35	33	30
要介護5	40	36	48	45	50	58	64	69	75	78	71
計	473	492	476	477	480	473	470	456	446	441	398

資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）

※推計値は介護保険事業計画ワークシートより算出

要支援・要介護認定者の割合は、年々、要介護3～5の割合が増加し、平成29年には4割を超え、平成37年には43.7%と予測されます。

図 要支援・要介護認定者の割合

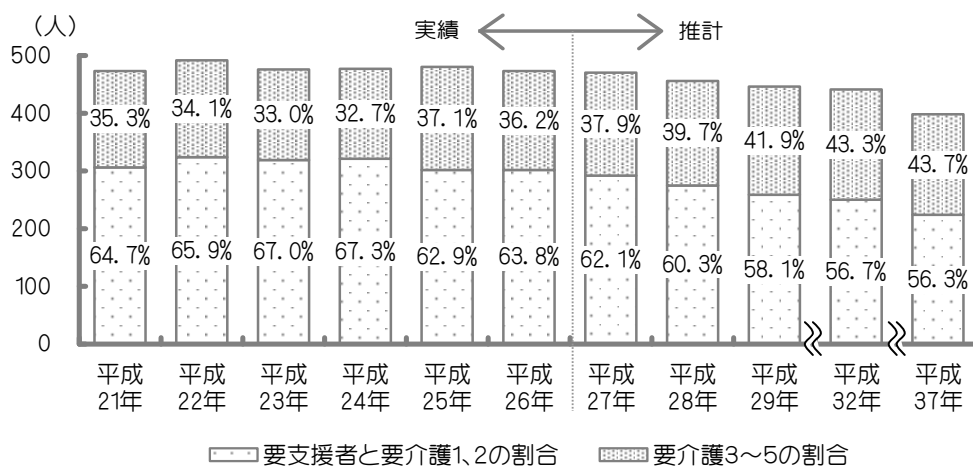


表 要支援者と要介護1、2及び要介護3～5の実績、推計

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
要支援者、 要介護1、2	306	324	319	321	302	302	292	275	259	250	224
要介護3～5	167	168	157	156	178	171	178	181	187	191	174
計	473	492	476	477	480	473	470	456	446	441	398

資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）

※推計値は介護保険事業計画ワークシートより算出



後期高齢者の要介護等認定率は、前期高齢者と比較して高い数値となっています。設楽町では、後期高齢者の割合が高いため、全国及び愛知県と比較しても高い数値で推移することが推計されます。

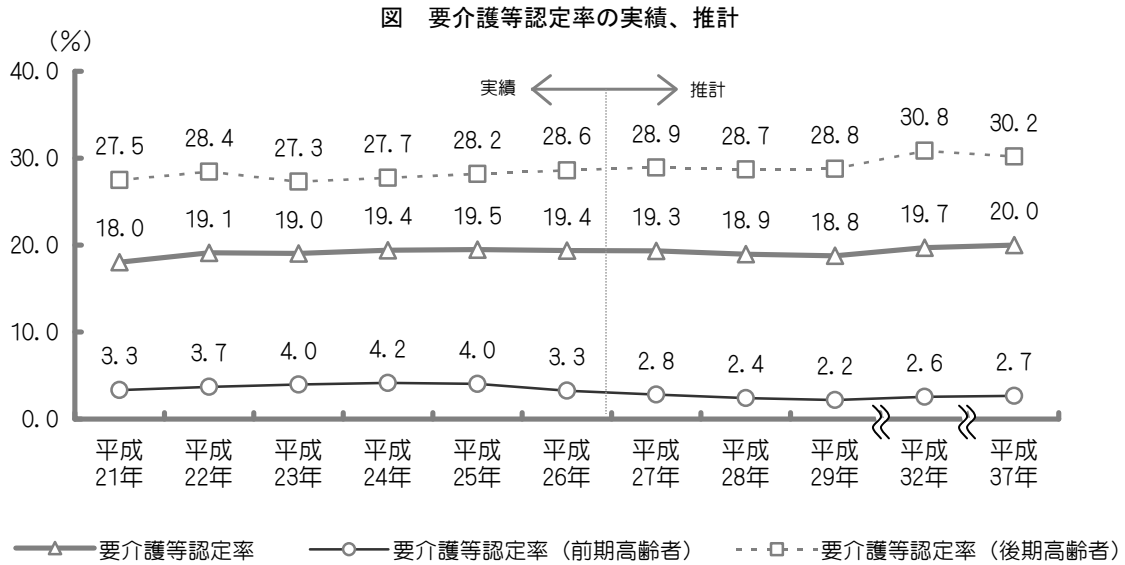


表 要介護等認定率の実績

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
要介護等認定率	18.0%	19.1%	19.0%	19.4%	19.5%	19.4%	19.3%	18.9%	18.8%	19.7%	20.0%
要介護等認定率 (前期高齢者)	3.3%	3.7%	4.0%	4.2%	4.0%	3.3%	2.8%	2.4%	2.2%	2.6%	2.7%
要介護等認定率 (後期高齢者)	27.5%	28.4%	27.3%	27.7%	28.2%	28.6%	28.9%	28.7%	28.8%	30.8%	30.2%

資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）

※推計値は介護保険事業計画ワークシートより算出

表 全国、愛知県との認定率の比較

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
設楽町	18.0%	19.1%	19.0%	19.4%	19.5%	19.4%
愛知県	14.4%	14.7%	14.7%	15.0%	15.4%	15.5%
全国	16.7%	17.1%	17.2%	17.5%	17.5%	17.9%

資料：全国、愛知県：介護保険事業状況報告月報（9月末日現在）



(5)

生活習慣病保有者率

愛知県と比較し、「糖尿病」で70～74歳の割合が高く、「高血圧症」では、60～64歳、70～74歳の割合が高くなる傾向がみられます。

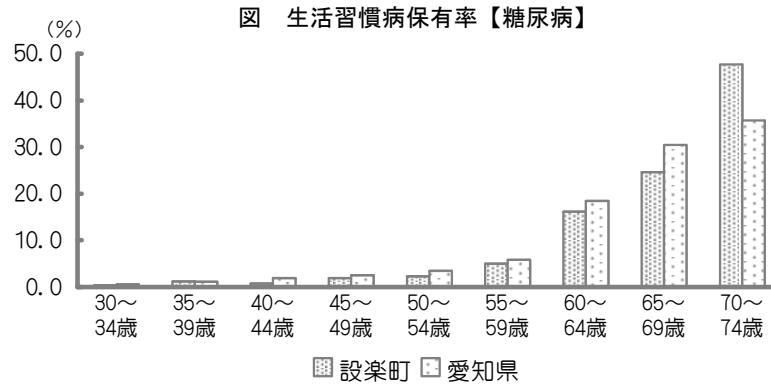


表 生活習慣病保有者数、保有率【糖尿病】

		30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	計
設楽町	人	1	3	2	5	6	13	42	64	124	260
	%	0.4%	1.2%	0.8%	1.9%	2.3%	5.0%	16.2%	24.6%	47.7%	100.0%
愛知県	人	1,206	2,522	4,280	5,793	7,902	13,110	41,825	68,935	80,852	226,425
	%	0.5%	1.1%	1.9%	2.6%	3.5%	5.8%	18.5%	30.4%	35.7%	100.0%

資料：平成25年8月診療分 愛知県国保連合会統計

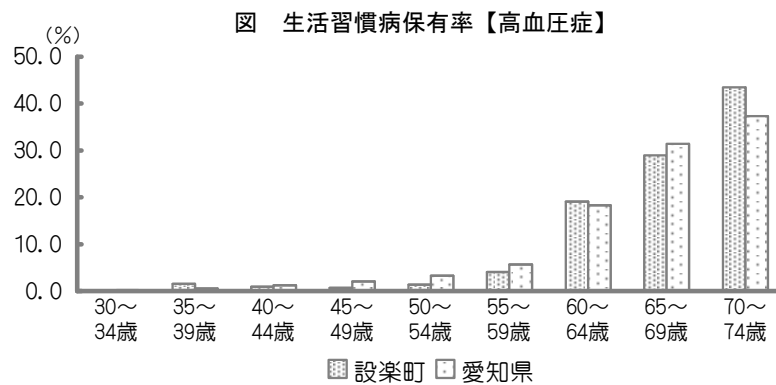


表 生活習慣病保有者数、保有率【高血圧症】

		30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	計
設楽町	人	0	7	4	3	6	18	85	129	194	446
	%	0.0%	1.6%	0.9%	0.7%	1.3%	4.0%	19.1%	28.9%	43.5%	100.0%
愛知県	人	781	1,989	4,576	7,655	12,193	21,359	68,759	118,020	140,109	375,441
	%	0.2%	0.5%	1.2%	2.0%	3.2%	5.7%	18.3%	31.4%	37.3%	100.0%

資料：平成25年8月診療分 愛知県国保連合会統計

愛知県と比較し、「脂質異常症」で70～74歳の割合が高く、「糖尿病性網膜症」では、60～64歳、70～74歳の割合が高くなる傾向がみられます。

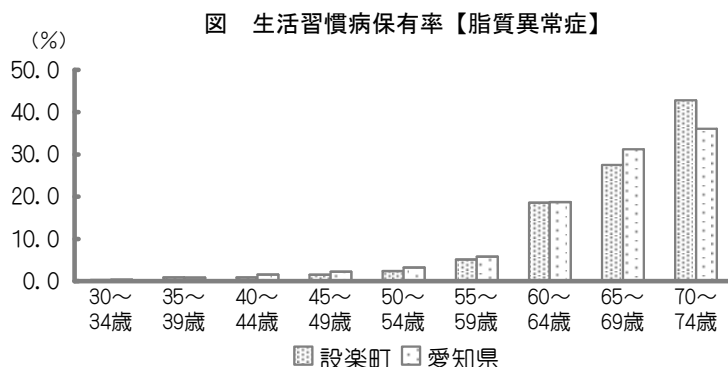


表 生活習慣病保有者数、保有率【脂質異常症】

		30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	計
設楽町	人	1	3	3	5	8	17	62	92	143	334
	%	0.3%	0.9%	0.9%	1.5%	2.4%	5.1%	18.6%	27.5%	42.8%	100.0%
愛知県	人	1,070	2,321	4,507	6,476	9,240	16,536	53,404	89,211	102,997	285,762
	%	0.4%	0.8%	1.6%	2.3%	3.2%	5.8%	18.7%	31.2%	36.0%	100.0%

資料：平成25年8月診療分 愛知県国保連合会統計

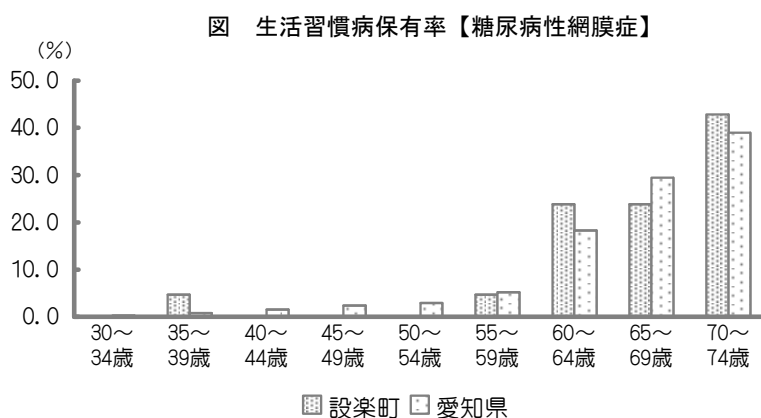


表 生活習慣病保有者数、保有率【糖尿病性網膜症】

		30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	計
設楽町	人	0	1	0	0	0	1	5	5	9	21
	%	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	23.8%	23.8%	42.9%	100.0%
愛知県	人	62	170	324	495	609	1,082	3,770	6,080	8,048	20,640
	%	0.3%	0.8%	1.6%	2.4%	3.0%	5.2%	18.3%	29.5%	39.0%	100.0%

資料：平成25年8月診療分 愛知県国保連合会統計

愛知県と比較し、「脳血管疾患」で60～64歳、70～74歳の割合が高く、「虚血性心疾患」では、65歳以上の割合が高くなる傾向がみられます。

図 生活習慣病保有率【脳血管疾患】

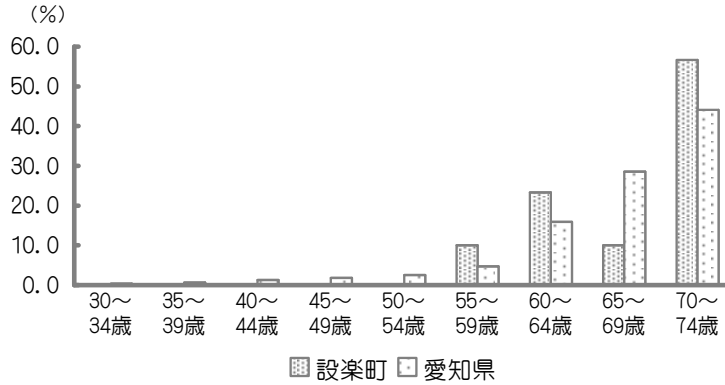


表 生活習慣病保有者数、保有率【脳血管疾患】

		30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	計
設楽町	人	0	0	0	0	0	3	7	3	17	30
	%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	23.3%	10.0%	56.7%	100.0%
愛知県	人	134	228	459	627	880	1,656	5,562	9,962	15,405	34,913
	%	0.4%	0.7%	1.3%	1.8%	2.5%	4.7%	15.9%	28.5%	44.1%	100.0%

資料：平成25年8月診療分 愛知県国保連合会統計

図 生活習慣病保有率【虚血性心疾患】

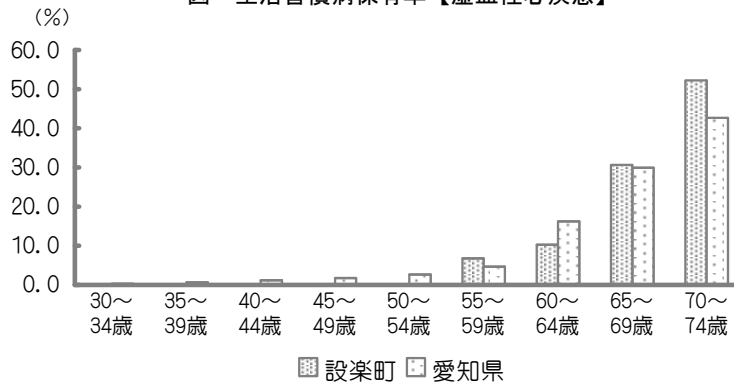


表 生活習慣病保有者数、保有率【虚血性心疾患】

		30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	計
設楽町	人	0	0	0	0	0	6	9	27	46	88
	%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.8%	10.2%	30.7%	52.3%	100.0%
愛知県	人	209	521	905	1,381	2,088	3,645	12,693	23,421	33,410	78,273
	%	0.3%	0.7%	1.2%	1.8%	2.7%	4.7%	16.2%	29.9%	42.7%	100.0%

資料：平成25年8月診療分 愛知県国保連合会統計

(6)

標準化死亡比

町男女ともに「脳内出血」が愛知県と比べて約2倍高く、女性では、糖尿病の割合が愛知県と比べて約 1.2 倍となっています。また、男性では肺疾患が愛知県と比べて約 1.6 倍と高くなっています。

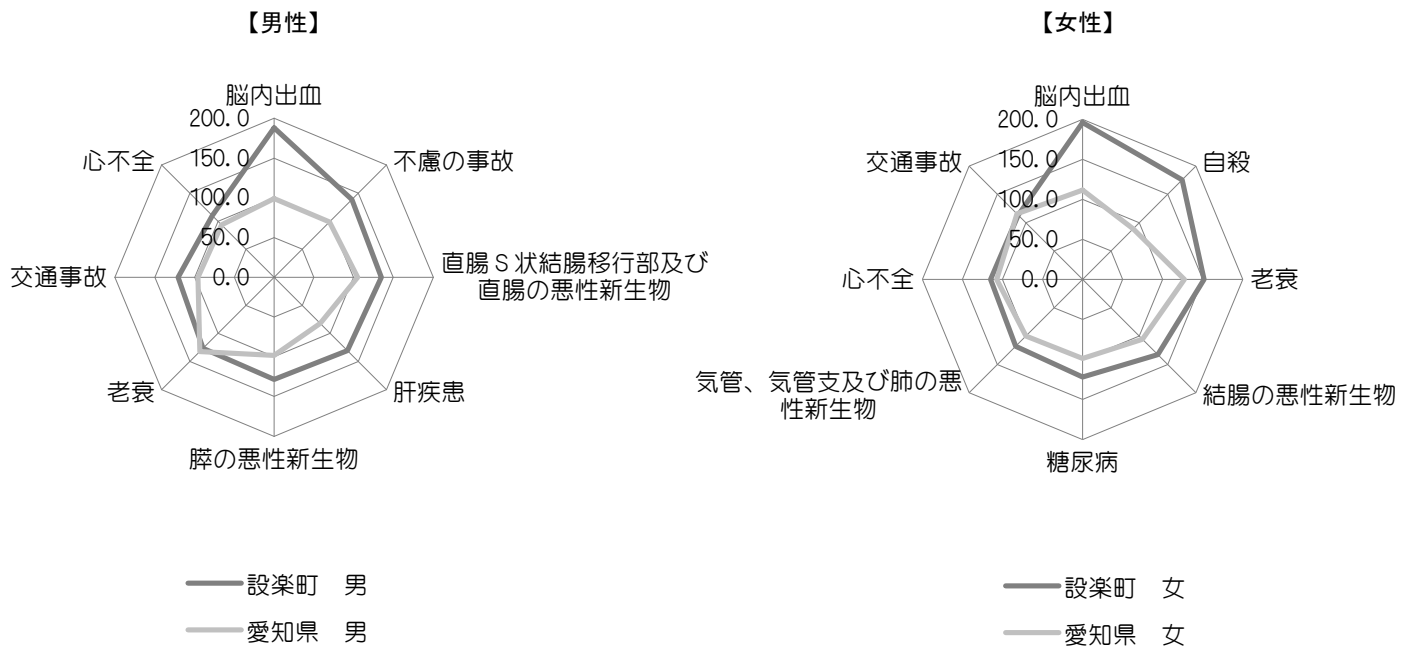
「脳内出血」や「肝疾患」「心不全」などによる死亡の背景には、高血圧・糖尿病・脂質異常症などの生活習慣病が深く関与していると考えられます。

表 標準化死亡比（平成 19 年～23 年）

	男性			女性	
	設楽町	愛知県		設楽町	愛知県
脳内出血	188.1	99.0	脳内出血	195.8	111.7
不慮の事故	138.3	98.4	自殺	176.2	89.7
直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	134.7	105.1	老衰	151.6	127.2
肝疾患	130.5	81.9	結腸の悪性新生物	133.1	106.1
脾の悪性新生物	128.5	98.0	糖尿病	121.8	98.7
老衰	126.6	131.8	気管、気管支及び肺の悪性新生物	118.1	100.3
交通事故	120.8	95.7	心不全	114.6	107.3
心不全	109.9	93.5	交通事故	113.8	116.1

(国の平均を 100 とした数値)

図 標準化死亡比（平成 19 年～23 年）



資料：県健康増進課

## 2. 日常生活圏域二一ス調査結果の概要

### 1 目的

「設楽町高齢者福祉計画・第6期設楽町介護保険事業計画」策定に際して、主に生活機能の面から町内に在住する高齢者の生活状況を把握し、高齢者の生活状態に合った介護（予防）サービスや権利擁護などの各種福祉サービスを検討するために実施します。

また、回答内容に対しての生活機能ごとの評価結果を回答者へ送付し、健康管理に役立てていただきます。

### 2 調査対象

平成26年2月1日時点で、設楽町在住の65歳以上の方

※ 要介護3～5の要介護認定を受けている方及び介護保険施設入所者は除きます。

### 3 調査期間

平成26年2月28日から平成26年3月20日

### 4 調査方法

郵送による配布・回収

### 5 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
2,235通	1,848通	82.7%

### 6 地区割り

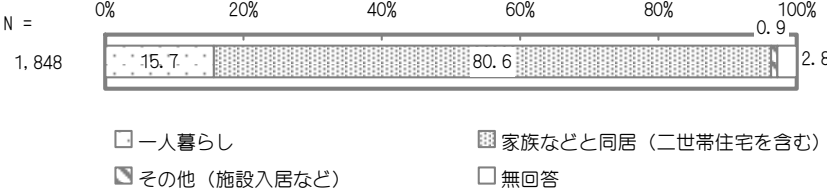
地区名	行政区名				
本町 他	栄町	本町	萩平	大名倉	松戸
太田口 他	太田口	八橋			
小松 他	荒尾	和市	神田	平山	小松 長江
清崎 他	清崎	小塩	田内		
田峯 他	田峯	三都橋	豊邦	裏谷	
清水 他	沖駒	清水	川口	貝津田	湯谷
南 他	大平	東部	南		
津具1～4	津具1	津具2	津具3	津具4	
津具5、6	津具5	津具6			

(1)

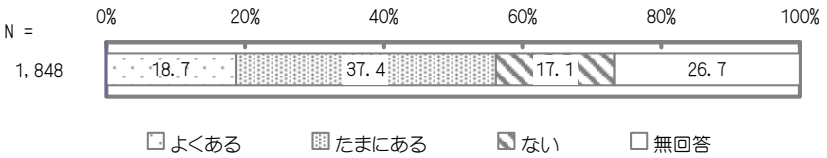
# 生活状況について

家族構成についてみると、「一人暮らし」の高齢者は 15.7%となっており、同居者がいる場合でも、日中、一人になることがあるかどうかについてみると、「よくある」が約2割となっています。今後超高齢化時代を迎え、ますます、老々介護、独居世帯が増えていくことから、身近で参加しやすい地域のサロン活動を展開することや送迎など参加支援を充実し、高齢者の社会参加や外出機会の提供について、介護予防事業を通じて促進する必要があります。

【家族構成】



【日中ひとりになることがあるかどうか】





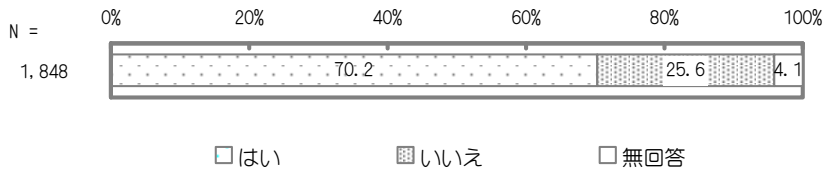


### (3)

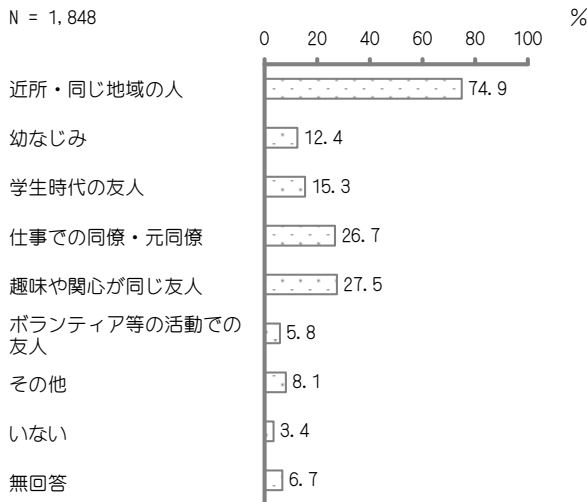
## 社会参加について

趣味のある高齢者は約7割、生きがいのある高齢者約8割となっています。社会参加と趣味、生きがいは関連があると考えられ、要介護状態となると積極的な社会参加や趣味の活動も妨げられ、生きがいも低下してしまう恐れがあります。要介護状態とならないよう介護予防の推進や、要介護状態となっても社会参加や趣味を持ち、生きがいがもてるような機会の提供が必要です。また、よく会う友人・知人はどんな関係の人かについてみると、「近所・同じ地域の人」が最も高く、近隣住区での互いに顔の見える関係づくりが必要です。

### 【趣味があるかどうか】



### 【よく会う友人・知人はどんな関係の人か】



(4)

健康について

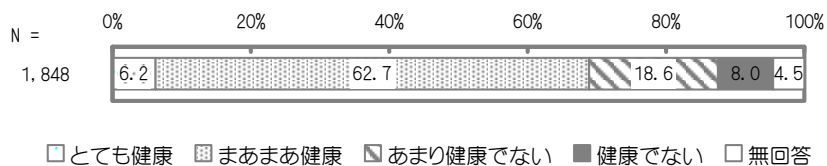
健康状態について、「とても健康」と「まあまあ健康」の割合を合わせた「健康だと思う人」の割合は約7割となっています。

現在治療中、または後遺症のある病気についてみると、「高血圧」が46.6%と最も高く、次いで「目の病気」が27.4%、「心臓病」が15.9%となっています。また、高血圧をはじめに、心臓病、糖尿病、高脂血症（脂質異常）、がんなどを合わせた「生活習慣病」が占める割合は高くなるため、日常生活において食生活の改善や運動習慣を身につけるなどの啓発が必要になっています。

介護・介助が必要になった主な原因としては、「高齢による虚弱」が最も高くなっています。また、在宅サービスの利用についてみると「通所介護」が4.3%と最も高くなっています。制度改正に伴い、介護予防給付ならびに介護予防事業の提供体制が大きく変化するため、一般高齢者、認定者で分け隔てなくサービスへとつながり、介護予防を通じて健康状態の維持・改善へつながることが求められています。

介護・介助が必要となった主な原因として「認知症（アルツハイマー病等）」の割合が14.6%と高くなっていることから、今後、認知症高齢者が増加し続ける中で、身近な地域での支え合いを充実するために、市民に対する認知症の正しい理解と本人、家族を含めた相談体制の充実が求められています。また、認知症高齢者への介護サービスの提供体制の充実が求められています。

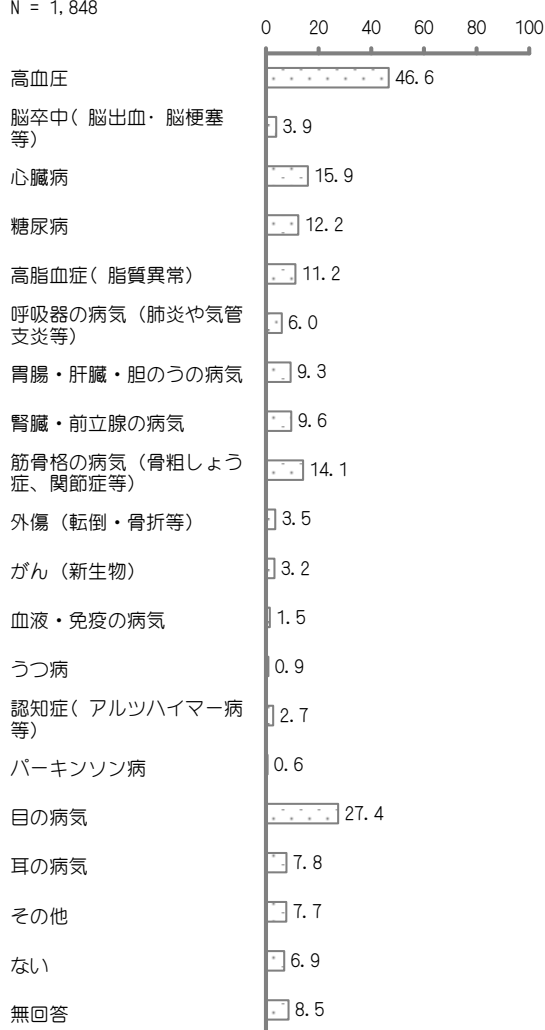
【健康状態】



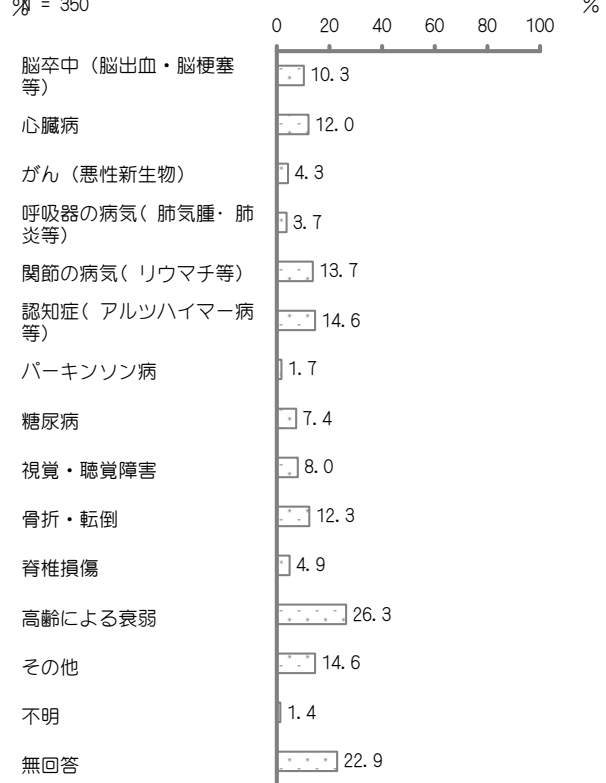
【現在治療中または後遺症がある病気について】

【介護・介護が必要になった主な原因】

N = 1,848



％ = 350





## (5)

## 地域別の生活機能評価結果

### ① 運動器の機能

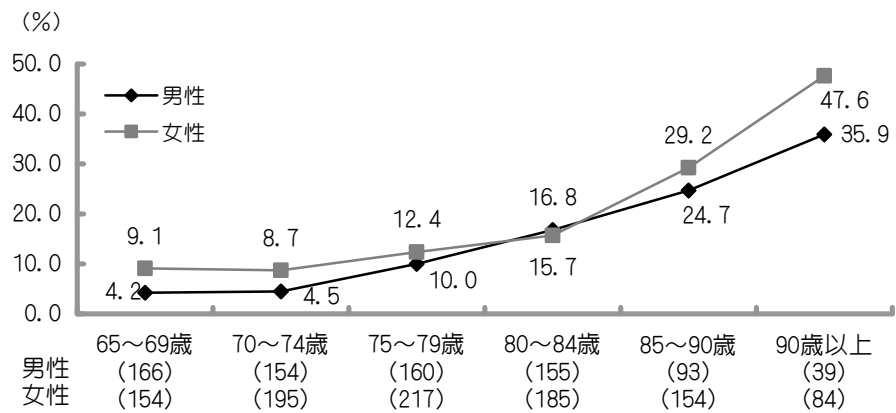
性年齢別でみると、女性では、全年齢で男性よりも機能低下者割合が高くなっており、特に75歳以上になると急激に機能低下者割合が高くなり、90歳以上では男性に比べて10ポイント以上高くなっています。

地域別では、津具1～4区で割合が高くなっています。

《運動器の機能》（以下の5項目のうち3つ以上該当）

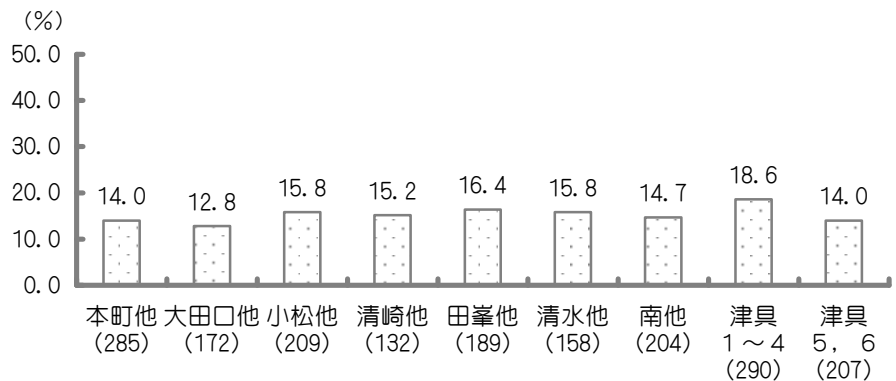
- ①階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか。
- ②椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか。
- ③15分位続けて歩いていますか。
- ④この1年間に転んだことがありますか。
- ⑤転倒に対する不安は大きいですか。

#### 【性年齢別】



( ) 内は有効回答数

#### 【地区別】



( ) 内は有効回答数

## ② 栄養

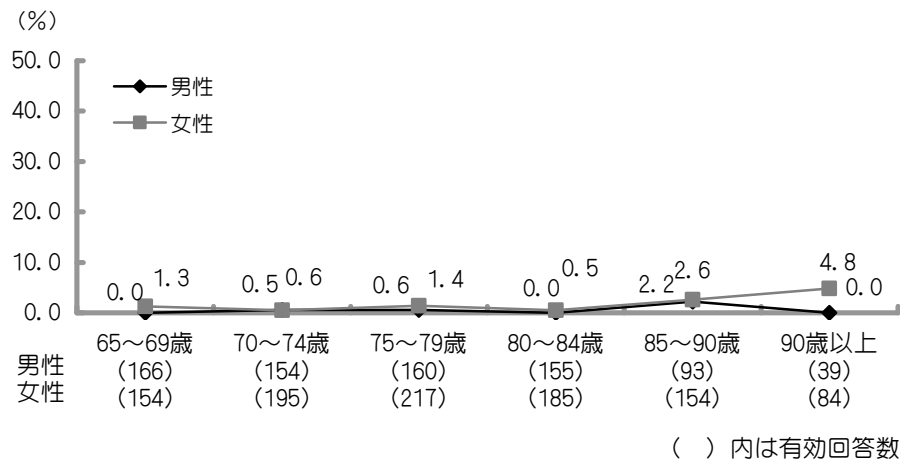
性年齢別で見ると、女性では65歳から男性と比べて機能低下者割合が高い傾向があり、特に85歳以上になると機能低下者割合が割合が高くなっています。

《栄養》（以下の2項目のうち2つに該当）

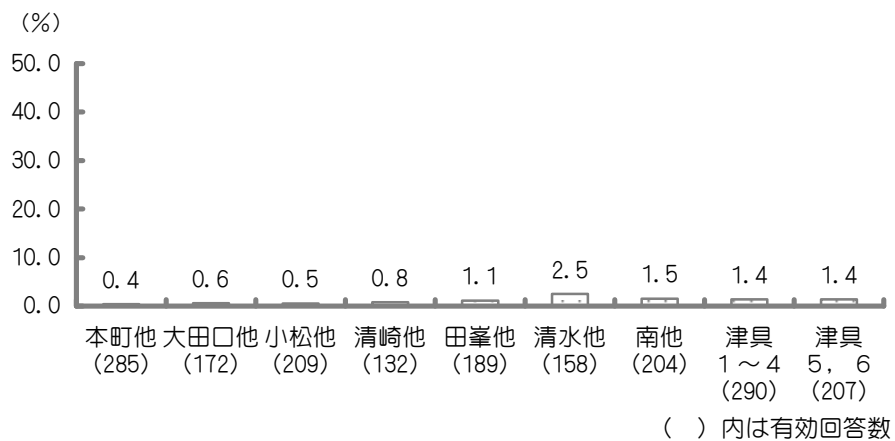
①6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか。

②BMIが18.5未満

【性年齢別】



【地区別】



### ③ 口腔機能

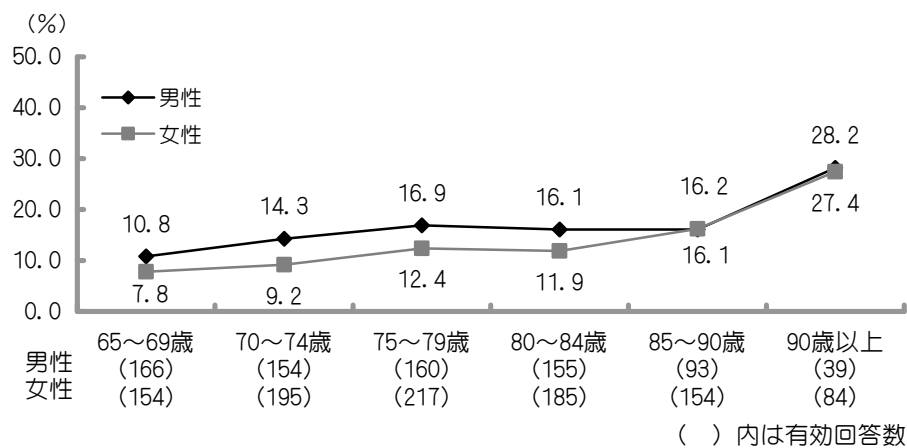
性年齢別でみると、男女とも同様の傾向で推移していますが、85歳以下では男性で機能低下者割合が高くなっています。

地域別では、小松他、南他の割合が高くなっています。

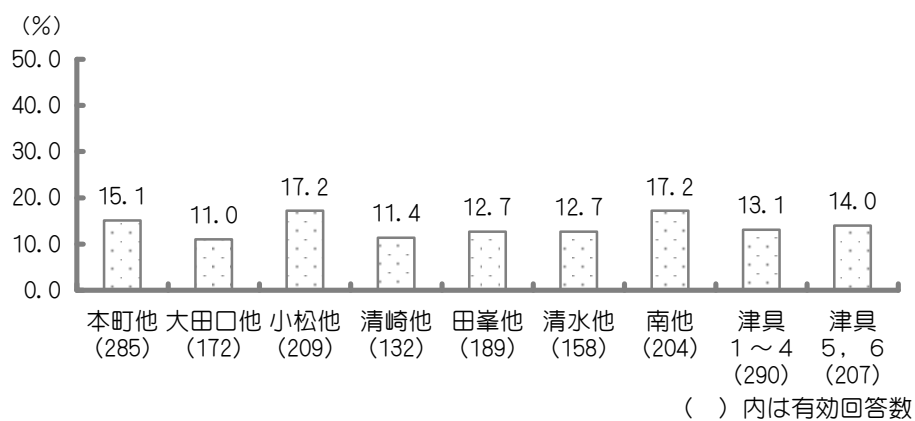
《口腔機能》（以下の3項目のうち2つ以上に該当）

- ①半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか。
- ②お茶や汁物等でむせることがありますか。
- ③口の渇きが気になりますか。

【性年齢別】



【地区別】



#### ④ 閉じこもり

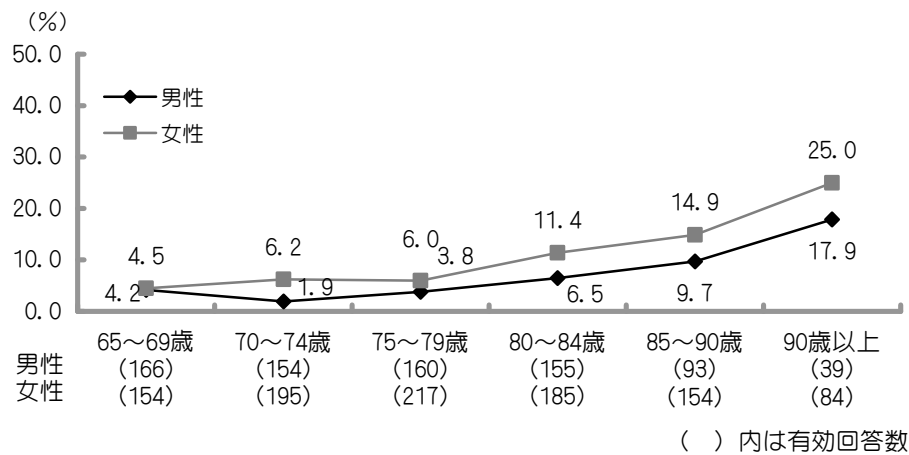
性年齢別で見ると、60～69 歳を除く女性では、男性に比べて機能低下者割合が高くなっており、男女とも 85 歳以上で急激に機能低下者割合が高くなり、90 歳以上の女性では、男性よりも 5 ポイント以上高くなっています。

地域別では、太田口他、清水他の割合が高くなっています。

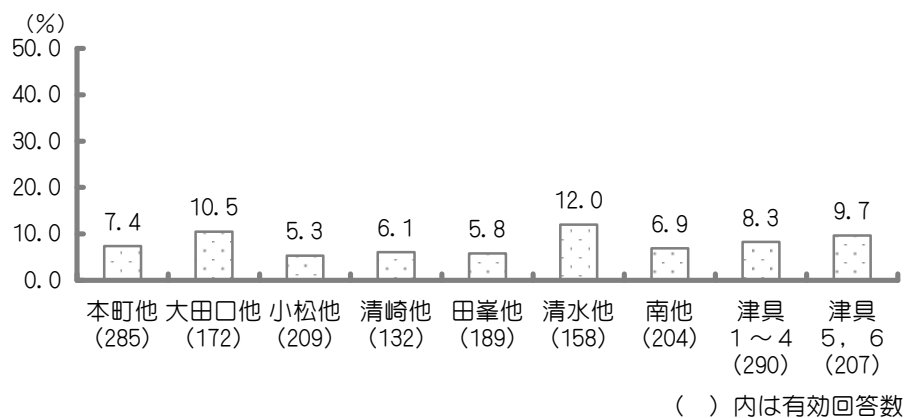
《閉じこもり》（以下の項目に非該当）

①週に 1 回以上は外出していますか。

【性年齢別】



【地区別】





## ⑤ 認知症

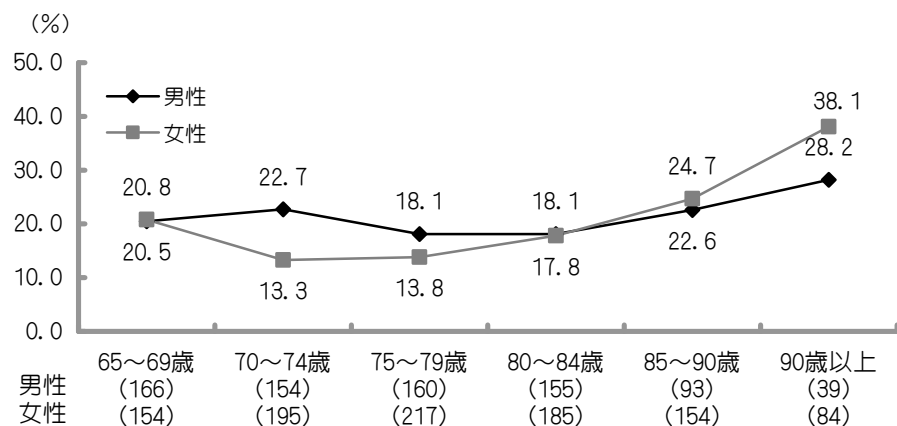
性年齢別で見ると、男女とも65歳の段階で約2割の機能低下者割合がみられますが、女性では、70～79歳まではやや低くなり、80歳以上で男性よりも高くなる傾向がみられ、90歳以上で男性では約3割、女性では約4割の機能低下者割合となっています。

地域別では、田峯他、清水他の割合が2割を越えて高くなっています。一方、南他、津具1～4では低くなっています。

《認知症》（以下の3項目のうち1つに該当）

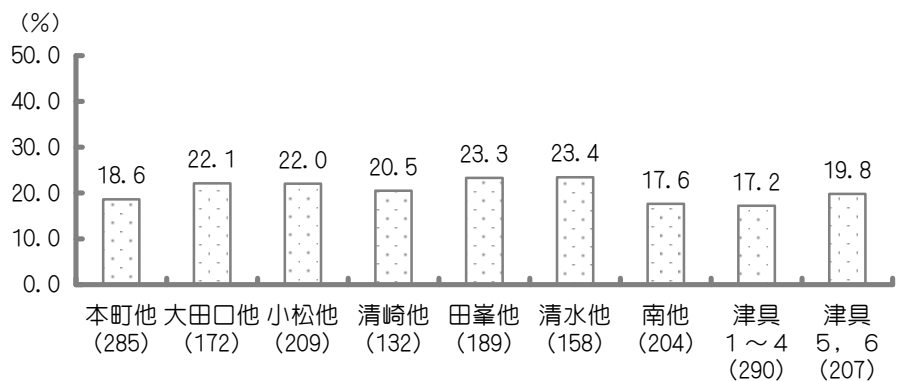
- ①周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか。
- ②自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか。
- ③今日が何月何日かわからない時がありますか。

【性年齢別】



( ) 内は有効回答数

【地区別】



## ⑥ うつ

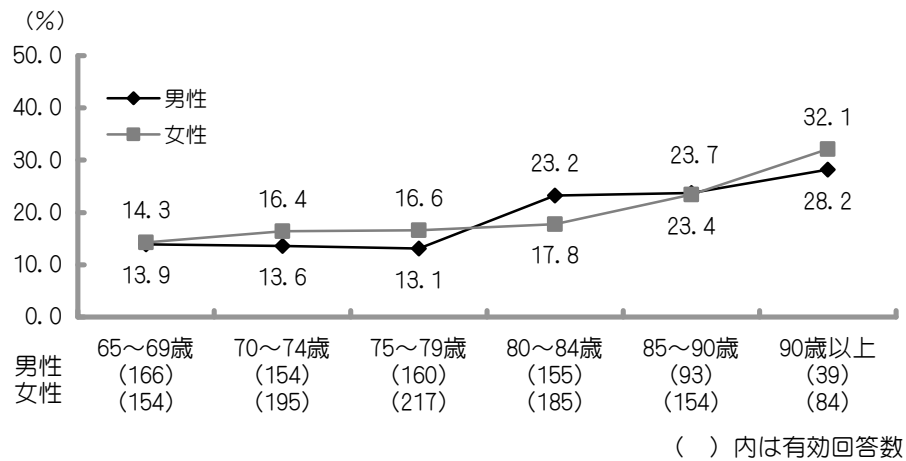
性年齢別でみると、男女とも65歳の段階で1割以上の機能低下者割合がみられ、79歳までは女性の方がやや高くなっていますが、80～85歳では男性が高く、85歳以降でふたたび女性が高く90歳以上では男女とも約3割の機能低下者割合となっています。

地域別では、小松他、清崎他、田峯他、南他の割合が2割を越えて高くなっています。

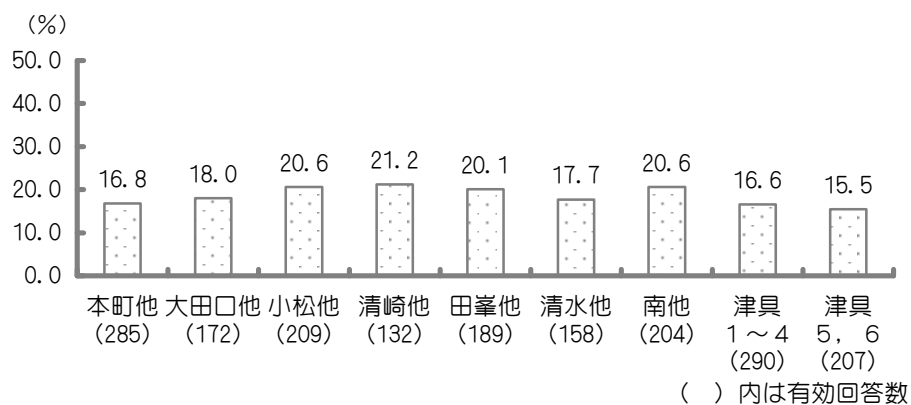
《うつ》（以下の5項目のうち2つ以上に該当）

- ①（ここ2週間）毎日の生活に充実感がない。
- ②（ここ2週間）これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった。
- ③（ここ2週間）以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じられる。
- ④（ここ2週間）自分が役に立つ人間だと思えない。
- ⑤（ここ2週間）わけもなく疲れたような感じがする。

【性年齢別】



【地区別】



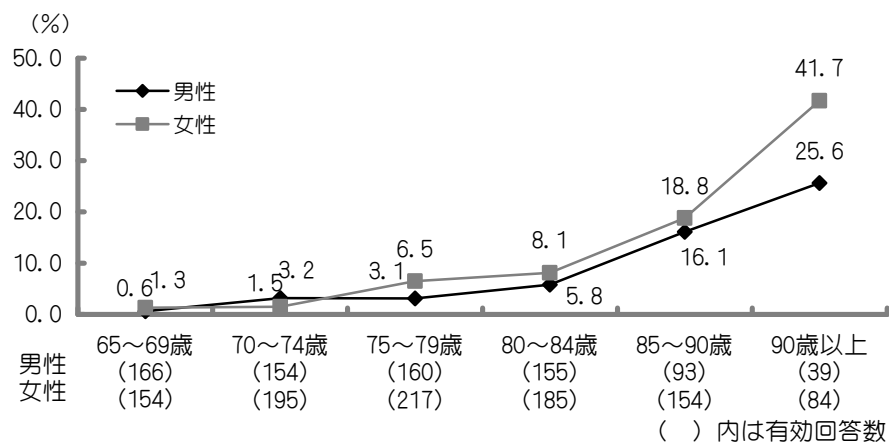
## ⑦ 虚弱

性年齢別で見ると、男女とも80歳までは機能低下者割合はゆるやかに上昇しており、女性の割合がやや高くなっています。男女ともに80歳以上で機能低下者割合が高くなり、特に女性では85歳以上から急激に高くなり90歳では約4割の機能低下者割合となり男性よりも15ポイント以上高くなっています。

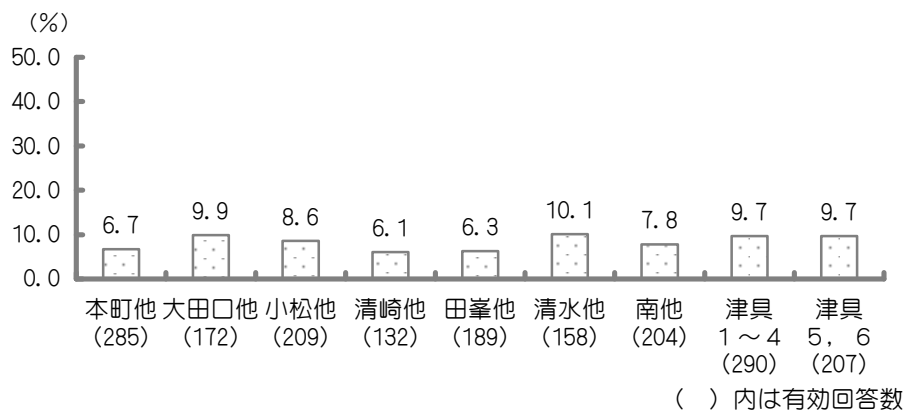
### 《虚弱》（以下の項目に該当）

#### ① 1～20の10項目以上

#### 【性年齢別】



#### 【地区別】



## ⑧ 二次予防事業対象者

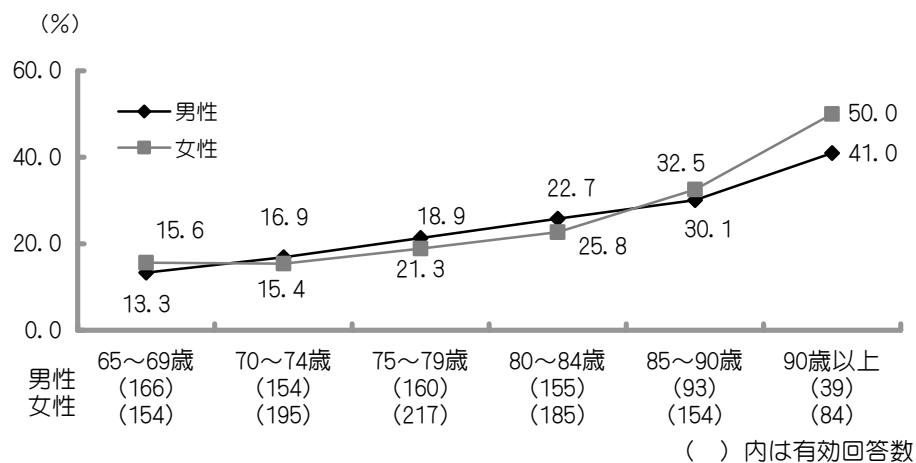
性年齢別でみると、男女とも65歳の段階で1割以上の二次予防事業対象者がみられ、80歳までは徐々に高くなり、80歳では2割以上の二次予防事業対象者となり、その後90歳以上で女性では約半数が二次予防事業対象者となり男性よりも9ポイント高くなっています。

地域別では、差異はありません。

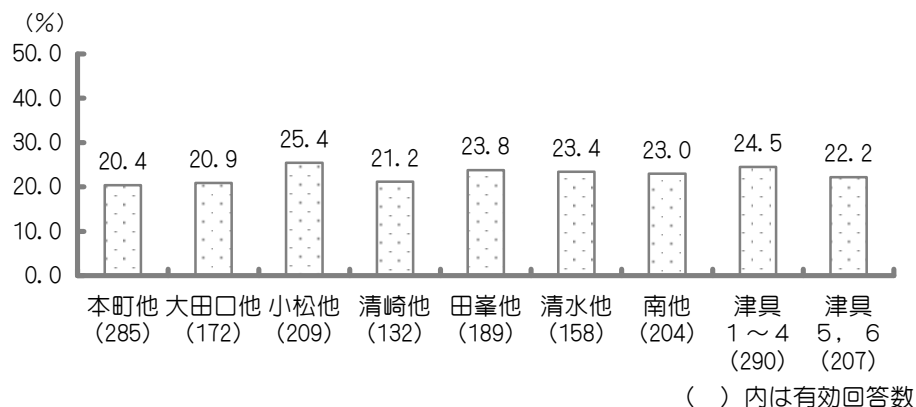
《二次予防事業対象者》（以下の4項目のうち1つ以上に該当）

- ① 1～20の10項目以上
- ② 運動器の項目3つ以上
- ③ 栄養の項目すべて
- ④ 口腔の項目2つ以上

【性年齢別】



【地区別】

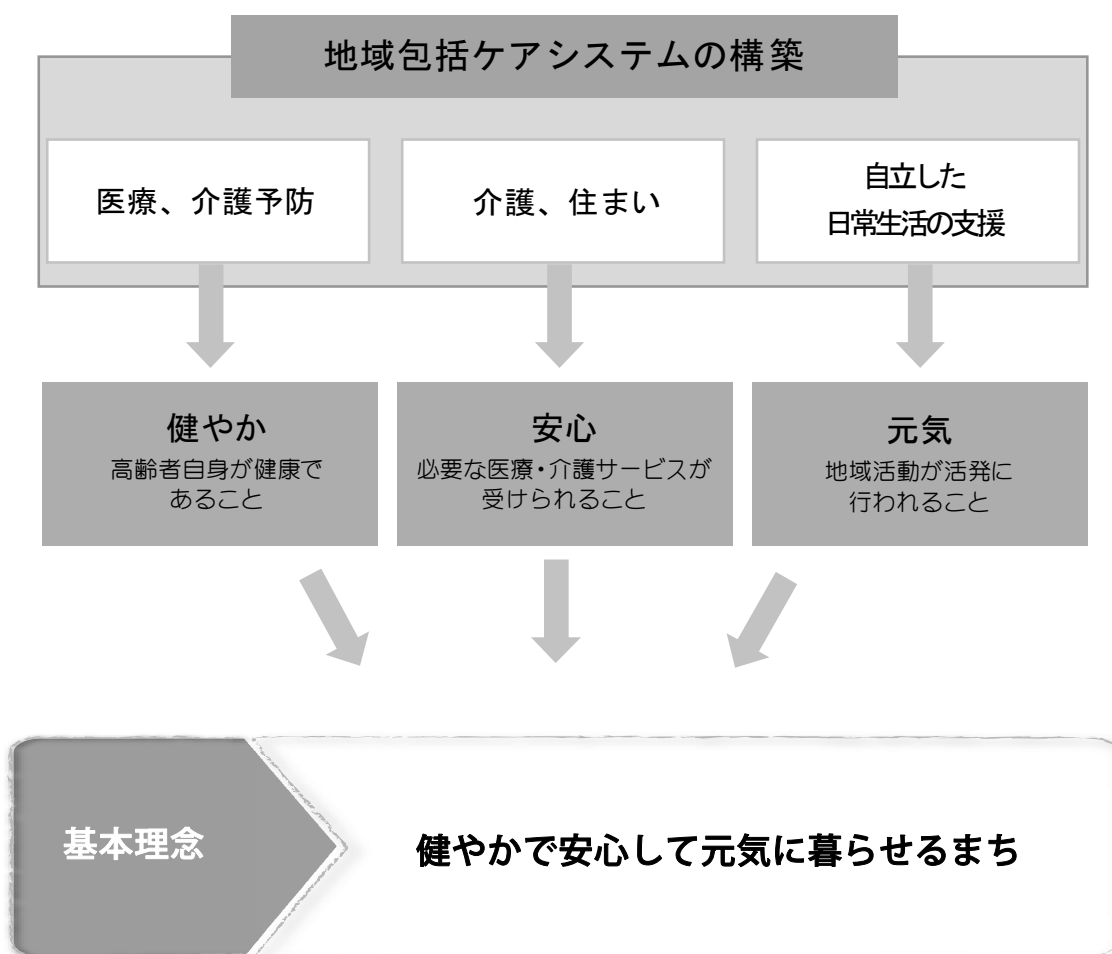


## 第3章 計画の目標

### 1. 計画の理念

第6期計画は、高齢者に関する専門的・個別的な領域を担うとともに、地域包括ケアシステム構築に向けて施策を積極的に展開していくため、基本理念を「健やかで安心して元気に暮らせるまち」とします。

高齢者が支えられる立場だけではなく、高齢者自身も支える立場として、地域のなかで多様な主体による社会参加の機会を創出し、地域包括ケアシステムの構築により「健やかで安心して元気に暮らせるまち」の実現をめざします。



## 2. 設楽町版地域包括ケアシステム構築に向けた検討

町高齢者人口は、平成 21 年をピークに減少傾向にありますが、平均寿命の延伸により後期高齢者の中でも 90 歳以上人口は増加傾向にあり、平成 32 年前後に介護需要のピークを迎えることが予想されます。

高齢者の多くが支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」の 5 つの機能が一体的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築していくことが求められています。しかしながら、町面積（約 274 km<sup>2</sup>）の約 9 割を山林が占め、集落は山間地に点在し、医療・介護・生活支援サービス等の社会資源は必ずしも整備されているとは言い難い状況であり、5 つの機能全てを十分にサービス提供することは難しい状況です。

また、過疎化の進展により、今後、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を支える地域の助け合い活動が弱まることが心配されます。

このために、下記の 3 つの方向性により、自助、互助、共助、公助を軸とした地域資源を生かしたサービス体制づくりによる、「設楽町版地域包括ケアシステムの構築」を目指します。

### 【3つの方向性】

**1** 自助・互助・共助・公助ごとの役割分担を踏まえた上で、自助を基本としながら互助・共助・公助の順で取り組んでいくこととし、高齢者が、互助、共助、公助からどのような恩恵を得ているか地域資源を明らかにする。

**2** 地域の助け合い（互助）の取り組みは、高齢者及び高齢者を取り巻く地域社会に様々な好影響を与えていることから、その重要性を認識し、推進する。

**3** 限られた地域資源が相互に有機的に連携するよう、主に「公助」について、様々な側面から制度の検討・見直しを行う。

- 1) 高齢者の主体的な行動を支援するため、高齢者に係る各種情報を掲載した高齢者べんり帳を全世帯へ配付する。
- 2) 高齢者まちづくり会議を設置し、住民参加型の迅速な施策決定を推進する。
- 3) 主に通院を目的とする移送サービス事業の利用要件等を拡充するとともに、24 時間利用体制を確保し、在宅医療を支援する。
- 4) 地域介護予防活動交付金の創設により介護予防等住民活動の財政的支援を強化する。
- 5) 高齢者相談センターについて、地域包括支援システムの中核機関として業務内容の精査等により機能強化を図る。

また、計画策定会議での検討により、下記の課題が指摘されました。これらの課題については、「高齢者まちづくり会議」等の場において検討・解決を図ります。

#### 【今後の検討課題】

##### 1 高齢者相談センターの機能強化

人員配置の拡充、運営形態の検討、住民ニーズに対応した設置場所の変更等について求められています。

##### 2 介護福祉施設の整備

在宅での生活が困難な要介護状態となっても、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、小規模特別養護老人ホームなどの施設整備が求められています。その際、介護施設を拠点とした地域づくりも考えられます。

##### 3 公共施設の活用

高齢者が気軽に集まり、各種相談・介護予防事業等ができるよう、既存の公共施設の有効活用策が求められています。

##### 4 移送サービスの拡充

H27年6月からの新体制での利用状況を踏まえ、定期的に見直しを行います。

##### 5 地域介護予防活動支援交付金の拡充

H27年4月からの新制度での活用状況を踏まえ、定期的に見直しを行います。

##### 6 在宅要介護者への24時間支援体制

高齢者のみ世帯、独居高齢者世帯の方において、早朝夜間での在宅介護支援が求められています。介護施設を拠点とした方策が考えられます。

##### 7 高齢者世帯への見守り体制

一人暮らし高齢者等に対して、郵便局、新聞配達等と協定を結ぶなど見守り体制の構築が求められています。

##### 8 配食サービスの拡充

移送サービス事業等の多様な担い手の連携により、配食サービスの拡充が求められています。

##### 9 住民団体等による生活支援サービスの創出

住民団体等による、主に要支援認定者に対しての生活支援サービスが求められています。

##### 10 津具地区における医療体制の強化

つく診療所について、H25年度から医師が非常勤体制となっており、医師の常勤化を求める要望があります。

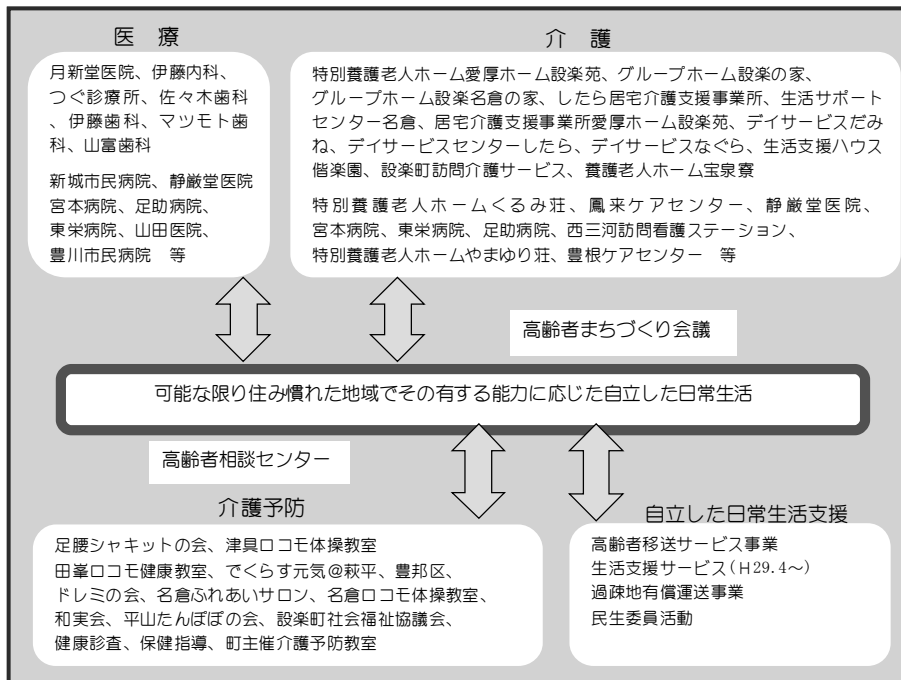
### 3. 設楽町版地域包括ケアシステム構築にイメージ

地域包括ケアシステムとは、形の定まった仕組みが実在するのではなく、概念的なものあり、町高齢者を取り巻く情勢の変化に応じて、定期的な見直しが必要となります。

設楽町版地域包括ケアシステムは、2通りの体制として、表されます。

#### ① 医療、介護、介護予防及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制

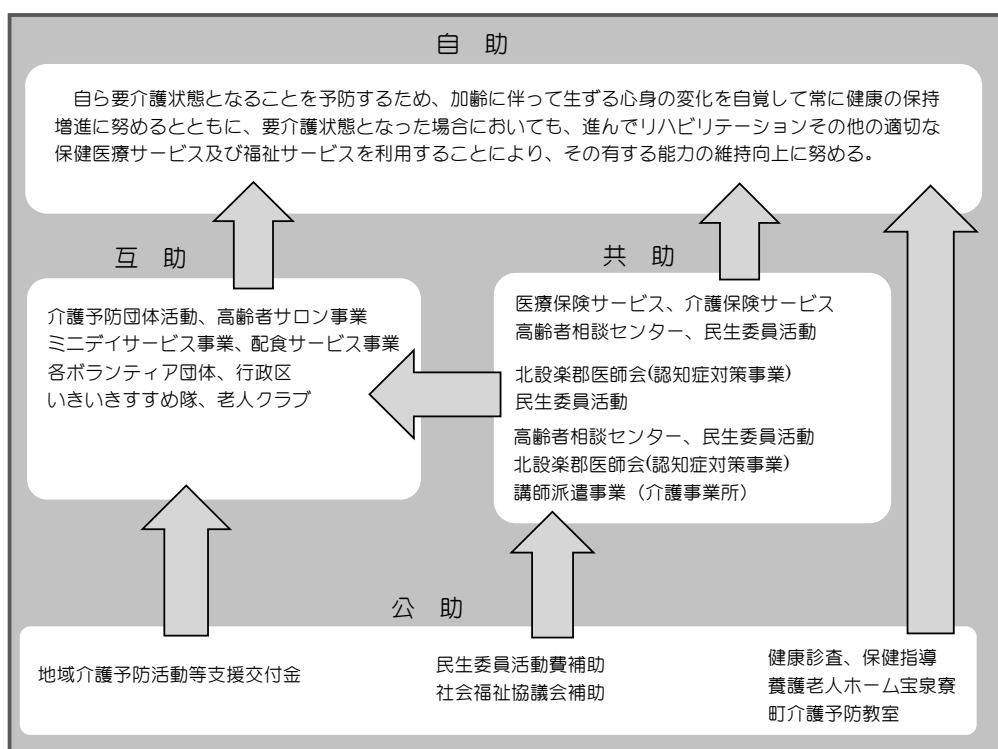
高齢者の方々が幸福な生活を送っていただくため、健康管理をしっかりと行い、経済的にも心配なく、好きなこと・楽しいことなどを積極的に活動しながら家族、社会との関わりを深め、必要な介護・医療サービスが円満に提供できるような体制を目指します。





## ② 「自助」を支える「互助」「共助」を軸とした「安心して暮らせる地域社会」

自助、互助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるように留意しつつ、町高齢者が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び町民相互の助け合いの仕組みを推進します。



**自助：**自ら働いて、又は自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持すること。

自らの選択に基づいて自らが自分らしく生きるための前提です。

**互助：**インフォーマル(非公式)な相互扶助。近隣の助け合いやボランティア等。自らの生活を豊かに自分らしく送るために、地域との繋がりを持ち、可能な範囲で助け合い活動にも参画していくことが必要であり、いきいきとした生活にも繋がります。

**共助：**社会保障のような制度化された相互扶助。介護保険関連サービス、医療保険関連サービスなどの制度化された相互扶助など。

**公助：**自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉の機能、権利擁護など。地域包括ケアシステム構築に向けた、地域づくりを目的とした住民活動支援も含まれます。

## 4. 計画の基本目標

### 基本目標Ⅰ 健康寿命の延伸（自助の推進） ●●●●●●●●

高齢期における健康づくりは、若年期及び壮・中年期においての健康づくりに取り組むことと共に、生活習慣病予防、介護予防、虚弱化予防を図ることが大切です。

町高齢者の統計では、男女ともに脳血管疾患及び循環器疾患が多くなっています。

人口の急速な高齢化とともに、食生活、運動習慣等を原因とする生活習慣病の増加、認知症・寝たきりなどで要介護状態となる人が増加しています。

健康寿命の延伸により、人生と生活が豊かになるように支援します。

### 基本目標Ⅱ 地域で支える安心幸福社会（互助の推進） ●●●●

高齢者とその家族が自宅や身近な地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者の家族・親族・友人・地域の人たちとの間で助け合い・支え合いにより、高齢者が健康で生きがいを持つ地域づくりに取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと活躍して暮らすことができるよう、趣味・興味、知的活動、身体活動、レクリエーション、社会活動等、さまざまな活動や関係による助け合い・支え合いを支援して発展させます。



### 基本目標Ⅲ 安心して介護を受けられる環境づくり（共助の推進）

介護が必要な状態となっても、可能な限り自宅や身近な地域で安心して生活ができるように、特に、在宅介護と医療の連携、高齢者相談センターの機能強化を図ります。

今後、認知症を患う高齢者が増加することを踏まえ、専門的な知識や充実した認知症高齢者を支えるサービスの充実を図ります。



### 基本目標Ⅳ 自立と自己実現を支える高齢者保健福祉(公助の推進)

高齢者の健康づくりを支援するために、自分の健康は自分で守る意識を持ち、積極的に健康づくりに取り組めるよう、様々な啓発や機会の提供を行います。

特定健康診査等による生活習慣病予防を重点的に推進します。

高齢者の健康は、家族、地域等の社会環境の影響を受けることから、社会全体として、高齢者の健康を支え、守る環境づくりに努めていくことが重要であり、町民が主体的に行う健康づくりの取組みを総合的に支援する環境を整備します。

また、移動の足の確保等により、高齢者が社会参加しやすい環境整備を図り、多様な地域活動等の機会の創出、高齢者の生きがいづくりを支援します。

## 第4章 施策の内容

基本理念	基本目標	基本施策
健やかで安心して元気に暮らせるまち （地域包括ケアシステムの構築）	<b>基本目標Ⅰ</b> 健康寿命の延伸 （自助の推進）	1 健康づくりへの支援
		2 安心生活への支援
	<b>基本目標Ⅱ</b> 地域で支える 安心幸福社会 （互助の推進）	3 高齢者の生きがいづくりの支援
		4 住民団体活動等の支援
	<b>基本目標Ⅲ</b> 安心して介護を受けられる 環境づくり （共助の推進）	5 介護（予防）給付サービスの充実
		6 相互扶助の推進
	<b>基本目標Ⅳ</b> 自立と自己実現を 支える高齢者保健福祉 （公助の推進）	7 高齢者保健事業の推進
		8 高齢者福祉事業等の推進

## 1. 健康づくりへの支援

事業名	内容
広報誌に健康情報「けんこう列車」の記事掲載	生活習慣病予防など、健康に関する情報を、毎月「広報したら」に掲載します。
啓発パンフレット等の配布	
特定健診・特定保健指導	設楽町国民健康保険の加入者で40歳から74歳までの方を対象に、生活習慣病の早期発見・予防を目的に実施しています。健診の結果、生活習慣の改善が必要な方は、特定保健指導を実施します。
後期高齢者健診	後期高齢者医療の加入者を対象に、生活習慣病の早期発見・予防を目的に実施します。
がん検診 胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、乳がん、子宮頸がん検診	18歳以上の方で、職場等で受ける機会のない方を対象に、がんの早期発見・予防のため、各種がん検診を実施します。
骨粗しょう症検診	骨粗しょう症の早期発見、予防のため、女性を対象に、骨粗しょう症検診を実施します。
歯周疾患検診	歯周疾患の予防、治療、及び口腔に関する知識の普及のため、35・40・50・60・70歳を対象に、歯周疾患検診を実施します。
肝炎ウイルス検診	肝炎ウイルス感染の早期発見と、肝炎ウイルスに関する知識の普及のため、40歳と41歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受けたことのない方を対象に、肝炎ウイルス検診を実施します。
からだやこころに関する健康相談会	心身の健康に関する個別の相談を実施します。
生活習慣病予防教室	生活習慣の改善方法や、健康増進に関する知識を身につけることができるよう、生活習慣病予防教室を実施します。
食の健康づくり講座「食・サポクラブ」	食を通して、健康づくりの知識を学び、家庭や地域に普及する人材を育成するため、食の健康づくり講座を実施します。
男性の健康づくり講座「おやじの料理倶楽部」	男性を対象に、食の自立と、健康づくりへ関心を高めるため、男性の健康づくり講座を実施します。
訪問指導の実施	家庭を訪問し、心身の健康に関する相談を行います。

事業名	内容
インフルエンザ及び肺炎球菌ワクチン接種の補助	<p>高齢者の感染症を予防するため、インフルエンザワクチン及び肺炎球菌ワクチンの接種に対し助成を行い、健康増進に努めます。</p> <p>インフルエンザワクチン接種：1人1回 1,500円 肺炎球菌ワクチン接種：1人1回限り 3,500円</p>
いきいきしたら計画推進活動	<p>健康づくりの推進のため、子どもから高齢者まですべての住民を対象に、各種健康づくり活動を実践します。推進委員「いきいきすすめ隊」や行政職員の組織体制を強化し、活動の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいきしたら健康フェスタ</li> <li>・子どもの基本的な生活習慣づくり「朝からいきいきラジオ体操」</li> <li>・ウォーキングの普及「わがまち 歩こう会」</li> <li>・こころの健康づくり「ひだまりカフェ」 など</li> </ul>
心配ごと相談所	<p>設楽町社会福祉協議会へ業務委託し、田口地区・津具地区で、年各4回程度、心配ごと相談所の開催をします。</p>
移送サービス事業	<p>要支援・要介護認定を受けている方及び身体障害者手帳交付の方で、自力で公共交通機関を利用して外出することが困難な方に対して、福祉車輛等を用いて送迎を行います。</p>

## 2. 安心生活への支援

事業名	内容
介護予防ケアマネジメント事業の実施	介護予防サービスや、予防給付サービスが効果的に提供されるよう、高齢者相談センターを中心とする介護予防ケアマネジメント体制の充実を図ります。
高齢者の社会参加の促進と生きがいのづくり	国の制度改正に伴い、多様な主体によるサービスの提供体制の整備と、総合事業を通じて社会参加の促進と生きがいのづくりによる介護予防効果が求められています。 本町では、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行します。
地域コミュニティの推進	これまで実施してきた介護予防団体の活動を通じて、地域コミュニティにおける人的資源を発掘・育成し、身近な地域での参加の機会や交流の場の提供が必要であり、高齢者の居場所づくりや孤立や引きこもりの防止が求められています。
養護老人ホーム宝泉寮の措置	概ね65才以上の日常生活がほぼ自立している高齢者で、経済的及び家庭環境等の理由により、自宅で生活することが困難な方を対象に入所措置します。
家庭奉仕員派遣事業	日常生活を営むのに支障がある高齢者のいる家庭に対して、家庭奉仕員派遣事業により家庭奉仕員を派遣し、日常生活の世話をを行い、高齢者が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助します。
老人入浴サービス事業	在宅でねたきりの状態にある老人及び重度心身障害者に対し、入浴サービスを実施することによって、当該老人等の日常生活の便宜を図るとともにその家族の身体的、精神的な苦勞の軽減を図ります。
高齢者の尊厳の保持と権利擁護等	身近な地域で見守り活動などを通じた高齢者への虐待防止のための取り組みをより一層充実が求められています。 高齢者相談センターにおいて、高齢者虐待や消費者被害等の権利擁護に関する相談支援を行うとともに、認知症等により権利侵害の対象となりやすい方、自ら権利の主張や行使をすることができない状況のある方等に対して、成年後見制度の活用などの必要な支援します。
在宅老人短期介護事業	虚弱高齢者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的として、当該高齢者等を一時的に養護老人ホーム宝泉寮にて介護します。
緊急通報システム等設置・利用助成事業	在宅の一人暮らし高齢者等に対して緊急通報システム等を設置し、急病や火災等の緊急時に迅速かつ適正に対応することができる体制を整備することにより、生活の安全確保と不安の解消を図ります。

### 3. 高齢者の生きがいづくりへの支援

事業名	内容
老人クラブ等への支援	<p>老人クラブ連合組織と単位老人クラブ間の連携及び高齢者福祉の増進に寄与することを目的として、郡内3町村の負担率に応じて、老人クラブ連合会に対して補助金を交付します。</p> <p>高齢者の生きがい、健康の増進及び社会活動の促進を図り、ひいては地域の発展に寄与することを目的として、地区老人クラブに対して補助金を交付します。</p>
敬老会開催補助事業	敬老会実施地区に対し助成金を交付します。
敬老金等支給事業	敬老会等未実施地区の高齢者へ祝品を支給します。また、数え100歳以上の高齢者へ祝品を支給します。
高齢者相談センター業務	<p>高齢者からの相談に応じて、住民主体のサービスやボランティア活動等に関わる多様なサービスを紹介します。</p> <p>住民の生活支援を幅広く行うため、相談は、要介護者、要支援者に関わらず実施します。</p>
豊橋市及び田原市との交流事業	豊橋市及び田原市の両市とゲートボールを通じて交流を深めるとともに、豊橋市「趣味の作品展」に出展します。
生涯学習講座の開催	<p>(1) とことんふるさとウォーキングの開催 ウォーキングによる健康増進や地域住民同士の交流を目的として、町内在住・在勤の方を対象に、年3回（5・9・3月）に町内外での山登りなどのウォーキングを開催します。</p> <p>(2) グラウンドゴルフ大会の開催 気軽にグラウンドゴルフを楽しみながら、様々な地域・世代との交流を深めることを目的として、毎年体育の日に開催します。</p>



## 4. 住民団体活動等の推進

事業名	内容
介護予防活動団体等支援交付金	高齢者同士の介護予防等の助け合い活動を推進するために、住民団体等が行う地域の実情に合わせた介護予防等に資する活動に対して活動費を助成します。
介護予防活動団体情報交換会の開催	介護予防活動等を実施する住民団体に対して、団体同士の情報交換、介護予防情報提供等を目的として、高齢者相談センターが開催します。
介護予防団体への講師派遣	介護予防活動を実施する住民団体の支援及び介護関係事業所の地域連携を推進することを目的とし、講師登録名簿を作成します。 登録名簿に登載された介護関係事業所職員の方は、各団体から講演依頼により、業務の都合のつく範囲で、原則無料で講演を行います。
家庭介護者養成研修の開催	ご家族の介護を行っている方や、介護・福祉に関心をお持ちの方を対象に、在宅での介護方法、介護予防や介護者の健康づくり等についての知識、技術の習得を目的とした教室を開催します。
紙おむつ等支給事業	在宅で寝たきり状態の方を介護している町民に対して、経済的負担の軽減と在宅福祉の向上を図ることを目的として、紙おむつを支給します。
金婚夫婦顕彰事業	多年に亘り社会に貢献し、円満な夫婦を送られているご夫婦の長寿を心から祝い、金婚夫婦として顕彰し、高齢者福祉の向上を図ります。結婚 50 年を迎えたご夫婦を招待し、祝賀式を開催し記念品を贈呈します。
住民組織・団体等の依頼による健康講話	健康増進に関する知識を普及するため、地区に出向いて保健師が健康講話を行います。

## 5. 介護(予防)給付サービスの充実

事業名	内容
高齢者相談センター事業	<p>介護予防ケアマネジメント事業や総合相談事業・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント支援事業等を実施し、高齢者への支援をします。</p> <p>高齢者相談センターでは、看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員、介護支援専門員の4職種によりこれらの業務にあたります。</p> <p>(1) 介護予防ケアマネジメント事業            介護予防が必要な方に対して、自立保持のための身体的・精神的・社会的機能を目指した介護予防ケアプランを作成します。            要支援者と判定された高齢者を対象とする予防給付サービスの適切な提供と利用を促すとともに、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり予防・支援、認知症予防・支援などを目的とするサービスの実施を事業者に働きかけ、効果的な予防給付の実現に努めます。</p> <p>(2) 総合相談事業            高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように、地域資源を活かしたネットワークを活用し、高齢者の実態把握や情報提供等の初期相談から、個別の支援計画策定など専門的・継続的な援助まで総合的な相談・支援を行います。</p> <p>(3) 権利擁護事業            高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、権利擁護にかかる相談、成年後見人制度を円滑に利用するため、情報提供、高齢者虐待予防ネットワークの活用などの支援を行います。</p> <p>(4) 包括的・継続的マネジメント支援事業            高齢者相談センターにおいて実施する介護予防ケアマネジメント事業、介護予防支援、介護給付ケアマネジメントの相互の連携を図るなど協働の体制づくりや困難事例に対する相談、助言を行います。</p>
生活支援サービス創出会議の開催	<p>高齢者相談センターが主体となり、高齢者の自立支援に向けたサービス、生活支援サービスに合わせ、高齢者と地域社会との関係の回復、維持に向けた取組みを推進していきます。</p>

事業名	内容
地域密着型サービス運営委員会の開催	地域密着型介護(予防)サービスの適正な運営を確保するため、有識者等により開催します。
住宅改修費支給事業	介護保険制度を活用する住宅改修にあたり、居宅介護支援事業所(ケアマネージャー)と契約しない人について、理由書を作成した居宅介護支援事業所に対して作成費用2,000円/件を支援します。
介護利用者負担額軽減措置事業	愛厚ホーム設楽苑が行う低所得入所者に対する利用料軽減事業に対して補助金を支出します。
修学資金貸付	保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等の資格取得のために修学する場合、無利子で修学資金を貸付します。資格取得後、町内に居住する場合は、返還金の1/2を免除します。

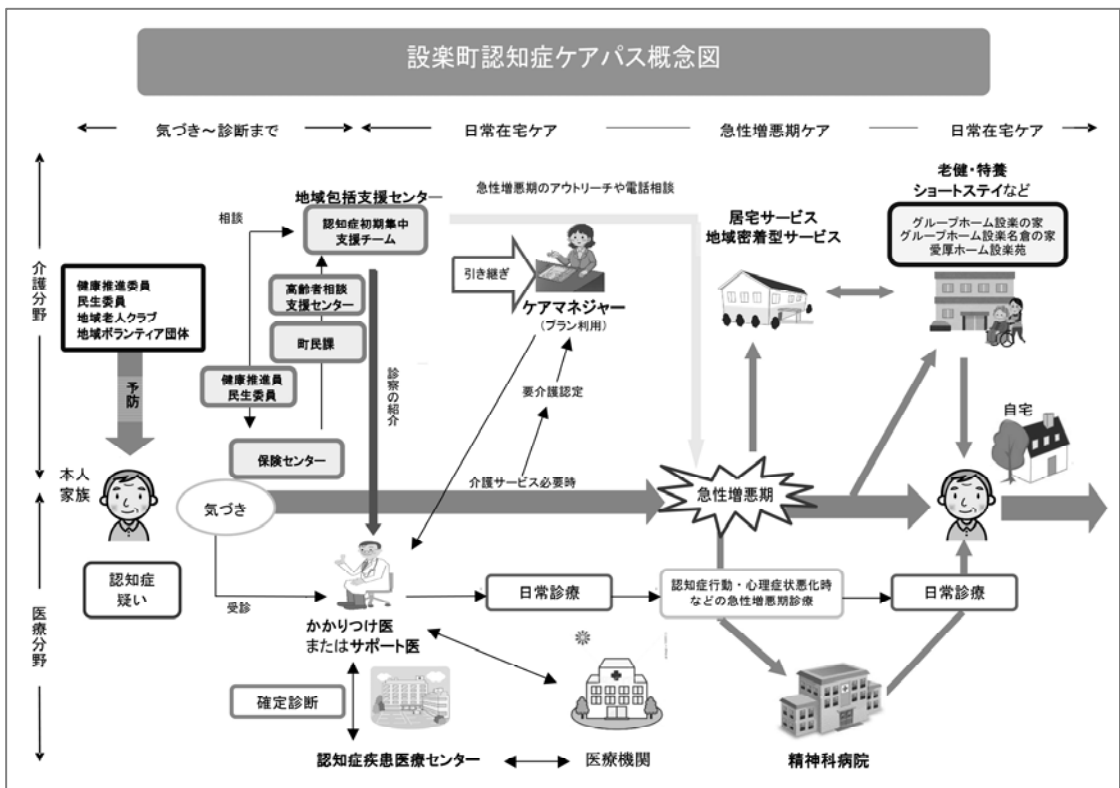
## 6. 相互扶助の推進

事業名	内容
地域ケア会議等の開催	北設楽郡医師会が行う、認知症事例検討会、認知症勉強会、認知症フォーラムなどの認知症対策事業について連携して実施します。
現任介護職員研修の開催	設楽町及び周辺地域において、高齢者・障がい者福祉や介護に従事されている方を対象として、現任訓練を目的とした教室を開催します。
ケアマネジャー会議の開催	ケアマネジャーの資質の向上への支援や、ケアマネジャーの情報交換を活発化するネットワークの強化、地域包括支援センターを中心とするケアマネジメント支援体制の充実・強化を図るなど、利用者本位の視点に立つケアマネジメントの質の向上を図ります。
避難行動要支援者名簿	有事の際の迅速かつ適切な対応を可能とする基礎資料とするとともに、日頃の見守り支援等地域の相互扶助活動に役立てることを目的とし、災害時の避難等において地域や行政の援護が必要と想定される町民の方の必要な情報を整備します。 対象は、要介護3～5の方、身障手帳1，2級などの方です。
絆のバトン事業	救急や災害等の緊急時において、速やかに情報を把握するための救急医療キットとして、連絡先、主治医、常用薬等重要な医療情報を収納する「絆のバトン」を全世帯に配付します。
民生委員・児童委員活動への支援	民生委員等による定例会の開催補助、地域の実態調査、相談、援助、食事サービス事業の協力、奉仕活動等に対して補助金を交付します。
遺族会連合会への支援	郡内3町村の負担率に応じて補助金を交付します。
設楽町シルバー人材センター運営費補助	健康で働く意欲のある高齢者が健康や生きがいを求めて、その持っている豊かな経験や能力を活かして働くことにより、地域社会に寄与ために行う設楽町シルバー人材センターの運営費について、補助金を交付します。 ア 就業機会の開拓と提供に関する事業 イ 組織の強化と充実に関する事業 ウ 会員の就業と安全対策の強化に関する事業

事業名	内容
生活支援ハウス偕楽園 運営事業委託	<p>施設運営を社会福祉法人明峰福祉会へ委託し、高齢者を対象に各種事業を実施します。</p> <p>ア 生きがい活動通所事業 対象者：概ね 60 歳以上の一人暮らし高齢者等 内 容：利用者の希望、身体状況に応じ、生活援助員が、各種レクリエーション等のサービスを提供します。</p> <p>イ 生活短期宿泊事業 対象者：基本的な生活習慣の欠如、対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な高齢者 内 容：短期宿泊していただき、生活習慣等の指導、体調管理を行います。</p> <p>ウ 長期居室利用事業 対象者：一人暮らしの高齢者で、基本的な生活習慣の欠如、対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な高齢者で、日常生活が不安定な方 内 容：長期宿泊していただき、生活習慣等の指導とともに体調管理を行います。</p>
設楽町社会福祉協議会 への支援	<p>設楽町社会福祉協議会の法人運営費について補助金を交付します。</p> <p>ア 法人運営事業（組織運営、組織管理、事業の企画調整等）</p> <p>イ 地域福祉活動推進事業（各福祉団体への援助、ボランティア活動の推進）</p> <p>ウ 福祉サービス利用支援事業（相談支援事業所の受託運営、資金貸付事業等）</p> <p>エ 在宅福祉サービスの推進事業（介護保険事業の実施、障害者福祉サービスの実施等）</p>
敬老金等支給事業 （再掲）	<p>敬老会等未実施地区の高齢者へ祝品を支給します。また、数え 100 歳以上の高齢者へ祝品を支給します。</p>
老人クラブ等への支援 （再掲）	<p>老人クラブ連合組織と単位老人クラブ間の連携及び高齢者福祉の増進に寄与することを目的として、郡内 3 町村の負担率に応じて、老人クラブ連合会に対して補助金を交付します。</p> <p>高齢者の生きがい、健康の増進及び社会活動の促進を図り、ひいては地域の発展に寄与することを目的として、地区老人クラブに対して補助金を交付します。</p>

事業名	内容
認知症ケアパスの普及	<p>認知症の在宅支援に係る医療や介護サービスの情報を体系的に整理し、状態に応じた適切なサービスの標準的な情報の提供を推進します。</p> <p>また、認知症施策に関する情報発信のため、広報やホームページの充実を図り認知症ケアパスの普及に努めます。</p>

表 設楽町認知症ケアパスのイメージ図



## 7. 高齢者保健事業の推進

事業名	内容
いきいきしたら健康フェスタの開催（再掲）	設楽町健康増進計画「いきいきしたら計画」の周知と、健康づくり活動の普及、自発的な健康意識を高める機会として開催します。
からだやこころに関する健康相談会（再掲）	心身の健康に関する個別の相談を実施します。
生活習慣病予防教室（再掲）	生活習慣の改善方法や、健康増進に関する知識を身につけることができるよう、生活習慣病予防教室を実施します。
食の健康づくり講座「食・サポクラブ」（再掲）	食を通して、健康づくりの知識を学び、家庭や地域に普及する人材を育成するため、食の健康づくり講座を実施します。
男性の健康づくり講座「おやじの料理倶楽部」（再掲）	男性を対象に、食の自立と、健康づくりへ関心を高めるため、男性の健康づくり講座を実施します。
健康診査各種がん検診保健指導の実施（再掲）	生活習慣病予防・早期発見を目的に、特定健診、特定保健指導、後期高齢者健診、がん検診など実施します。
健康教育、健康相談（再掲）	健康増進に関する知識の普及や心身の健康に関する個別の相談を実施します。
訪問指導の実施（再掲）	家庭を訪問し、心身の健康に関する相談を行います。
インフルエンザ及び肺炎球菌ワクチン接種の補助（再掲）	高齢者の感染症を予防するため、インフルエンザワクチン及び肺炎球菌ワクチンの接種に対し助成を行い、健康増進に努めます。 インフルエンザワクチン接種：1人1回 1,500円 肺炎球菌ワクチン接種：1人1回限り 3,500円
いきいきしたら計画推進活動（再掲）	健康づくりの推進のため、子どもから高齢者まですべての住民を対象に、各種健康づくり活動を実践します。推進委員「いきいきすすめ隊」や行政職員の組織体制を強化し、活動の充実に努めます。 ・いきいきしたら健康フェスタ ・子どもの基本的な生活習慣づくり「朝からいきいきラジオ体操」 ・ウォーキングの普及「わがまち 歩こう会」 ・こころの健康づくり「ひだまりカフェ」 など
基本チェックリストの実施による二次予防事業対象者の把握	要支援・要介護と判定されていない高齢者のうち、要介護状態となるおそれのある高齢者（二次予防事業対象者）の把握に努めます。また、通所型、訪問型の介護予防事業を創設するとともに、二次予防事業対象者の適切なサービス利用を促進します。

## 8. 高齢者福祉事業の推進

事業名	内容
在宅老人短期介護事業 (再掲)	虚弱高齢者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的として、当該高齢者等を一時的に養護老人ホーム宝泉寮にて介護します。
緊急通報システム等設置・利用助成事業 (再掲)	在宅の一人暮らし高齢者等に対して緊急通報システム等を設置し、急病や火災等の緊急時に迅速かつ適正に対応することができる体制を整備することにより、生活の安全確保と不安の解消を図ります。
移送サービス事業 (再掲)	要支援・要介護認定を受けている方及び身体障害者手帳交付の方で、自力で公共交通機関を利用して外出することが困難な方に対して、福祉車輛等を用いて送迎を行います。
福祉医療費の支給(後期高齢者福祉医療) (再掲)	(1) 後期高齢者医療保険加入者で、母子家庭等医療費や、障がい者医療費、精神障害者医療費の受給資格者の医療費自己負担分(保険対象分に限る)を助成します。 (2) 一人暮らしの町民税非課税者や、公的年金が80万円以下の者及び親族に扶養されていない者に対し、通院等(薬剤含む)の自己負担分(保険対象分のみ)の1/2を助成します。
心配ごと相談所 (再掲)	設楽町社会福祉協議会へ業務委託し、田口地区・津具地区で、年各4回程度、心配ごと相談所の開催をします。
介護利用者負担額軽減措置事業 (再掲)	愛厚ホーム設楽苑が行う低所得入所者に対する利用料軽減事業に対して補助金を支出します。
設楽町社会福祉協議会への支援 (再掲)	設楽町社会福祉協議会の法人運営費について補助金を交付します。 ア 法人運営事業(組織運営、組織管理、事業の企画調整等) イ 地域福祉活動推進事業(各福祉団体への援助、ボランティア活動の推進) ウ 福祉サービス利用支援事業(相談支援事業所の受託運営、資金貸付事業等) エ 在宅福祉サービスの推進事業(介護保険事業の実施、障害者福祉サービスの実施等)



事業名	内容
設楽町シルバー人材センター運営費補助 (再掲)	<p>健康で働く意欲のある高齢者が健康や生きがいを求めて、その持っている豊かな経験や能力を活かして働くことにより、地域社会に寄与ために行う設楽町シルバー人材センターの運営費について、補助金を交付します。</p> <p>ア 就業機会の開拓と提供に関する事業 イ 組織の強化と充実に関する事業 ウ 会員の就業と安全対策の強化に関する事業</p>
生活支援ハウス偕楽園運営事業委託 (再掲)	<p>施設運営を社会福祉法人明峰福祉会へ委託し、高齢者を対象に各種事業を実施します。</p> <p>ア 生きがい活動通所事業 対象者：概ね60歳以上の一人暮らし高齢者等 内容：利用者の希望、身体状況に応じ、生活援助員が、各種レクリエーション等のサービスを提供します。</p> <p>イ 生活短期宿泊事業 対象者：基本的な生活習慣の欠如、対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な高齢者 内容：短期宿泊していただき、生活習慣等の指導、体調管理を行います。</p> <p>ウ 長期居室利用事業 対象者：一人暮らしの高齢者で、基本的な生活習慣の欠如、対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な高齢者で、日常生活が不安定な方 内容：長期宿泊していただき、生活習慣等の指導とともに体調管理を行います。</p>
養護老人ホーム宝泉寮の措置 (再掲)	<p>概ね65才以上の日常生活がほぼ自立している高齢者で、経済的及び家庭環境等の理由により、自宅で生活することが困難な方を対象に入所措置します。</p>
家庭奉仕員派遣事業 (再掲)	<p>日常生活を営むのに支障がある高齢者のいる家庭に対して、家庭奉仕員派遣事業により家庭奉仕員を派遣し、日常生活の世話をを行い、高齢者が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助します。</p>
老人入浴サービス事業 (再掲)	<p>在宅でねたきりの状態にある老人及び重度心身障害者に対し、入浴サービスを実施することによって、当該老人等の日常生活の便宜を図るとともにその家族の身体的、精神的な苦勞の軽減を図ります。</p>

事業名	内容
高齢者の尊厳の保持と権利擁護等（再掲）	<p>身近な地域で見守り活動などを通じた高齢者への虐待防止のための取り組みをより一層充実が求められています。</p> <p>高齢者相談センターにおいて、高齢者虐待や消費者被害等の権利擁護に関する相談支援を行うとともに、認知症等により権利侵害の対象となりやすい方、自ら権利の主張や行使をすることができない状況のある方等に対して、成年後見制度の活用などの必要な支援します。</p>
高齢者相談センター業務（再掲）	<p>高齢者からの相談に応じて、住民主体のサービスやボランティア活動等に関わる多様なサービスを紹介します。</p> <p>住民の生活支援を幅広く行うため、相談は、要介護者、要支援者に関わらず実施します。</p>
紙おむつ等支給事業（再掲）	<p>在宅で寝たきり状態の方を介護している町民に対して、経済的負担の軽減と在宅福祉の向上を図ることを目的として、紙おむつを支給します。</p>
金婚夫婦顕彰事業（再掲）	<p>多年に亘り社会に貢献し、円満な夫婦を送られているご夫婦の長寿を心から祝い、金婚夫婦として顕彰し、高齢者福祉の向上を図ります。結婚 50 年を迎えたご夫婦を招待し、祝賀式を開催し記念品を贈呈します。</p>
避難行動要支援者名簿（再掲）	<p>有事の際の迅速かつ適切な対応を可能とする基礎資料とするとともに、日頃の見守り支援等地域の相互扶助活動に役立てることを目的とし、災害時の避難等において地域や行政の援護が必要と想定される町民の方の必要な情報を整備します。</p> <p>対象は、要介護 3～5 の方、身障手帳 1，2 級など方です。</p>
絆のバトン事業（再掲）	<p>救急や災害等の緊急時において、速やかに情報を把握するための救急医療キットとして、連絡先、主治医、常用薬等重要な医療情報を収納する「絆のバトン」を全世帯に配付します。</p>
民生委員・児童委員活動への支援（再掲）	<p>民生委員等による定例会の開催補助、地域の実態調査、相談、援助、食事サービス事業の協力、奉仕活動等に対して補助金を交付します。</p>

事業名	内容
老人クラブ等への支援 (再掲)	<p>老人クラブ連合組織と単位老人クラブ間の連携及び高齢者福祉の増進に寄与することを目的として、郡内3町村の負担率に応じて、老人クラブ連合会に対して補助金を交付します。</p> <p>高齢者の生きがい、健康の増進及び社会活動の促進を図り、ひいては地域の発展に寄与することを目的として、地区老人クラブに対して補助金を交付します。</p>
遺族会連合会への支援 (再掲)	郡内3町村の負担率に応じて補助金を交付します。
敬老会開催補助事業 (再掲)	敬老会実施地区に対し助成金を交付します。
生涯学習講座の開催 (再掲)	<p>(1) とことんふるさとウォーキングの開催 ウォーキングによる健康増進や地域住民同士の交流を目的として、町内在住・在勤の方を対象に、年3回(5・9・3月)に町内外での山登りなどのウォーキングを開催します。</p> <p>(2) グラウンドゴルフ大会の開催 気軽にグラウンドゴルフを楽しみながら、様々な地域・世代との交流を深めることを目的として、毎年体育の日に開催します。</p>
住宅改修費支給事業 (再掲)	介護保険制度を活用する住宅改修にあたり、居宅介護支援事業所(ケアマネージャー)と契約しない人について、理由書を作成した居宅介護支援事業所に対して作成費用2,000円/件を支援します。
家庭介護者養成研修の開催 (再掲)	ご家族の介護を行っている方や、介護・福祉に関心をお持ちの方を対象に、在宅での介護方法、介護予防や介護者の健康づくり等についての知識、技術の習得を目的とした教室を開催します。
現任介護職員研修の開催 (再掲)	設楽町及び周辺地域において、高齢者・障がい者福祉や介護に従事されている方を対象として、現任訓練を目的とした教室を開催します。
敬老会開催補助事業 (再掲)	敬老会実施地区に対し助成金を交付します。
豊橋市及び田原市との交流事業 (再掲)	豊橋市及び田原市の両市とゲートボールを通じて交流を深めるとともに、豊橋市「趣味の作品展」に出展します。
修学資金貸付 (再掲)	保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等の資格取得のために修学する場合、無利子で修学資金を貸付します。資格取得後、町内に居住する場合は、返還金の1/2を免除します。

# 第5章 介護保険サービスの総給付費等と保険料

## 1. 給付実績分析

### (1) 施設・居住系サービス利用者の推計 ●●●●●●●●●●

要介護等認定者のうち、介護保険施設、居住系サービス利用者の見込みは以下のとおりです。

推計にあたっては、平成24から26年度の利用実績を踏まえるとともに、今後の整備計画及び入所申込者の動向などを考慮し、今後3年間および平成32年度、平成37年度における施設・居住系サービス利用者数の推計を行いました。

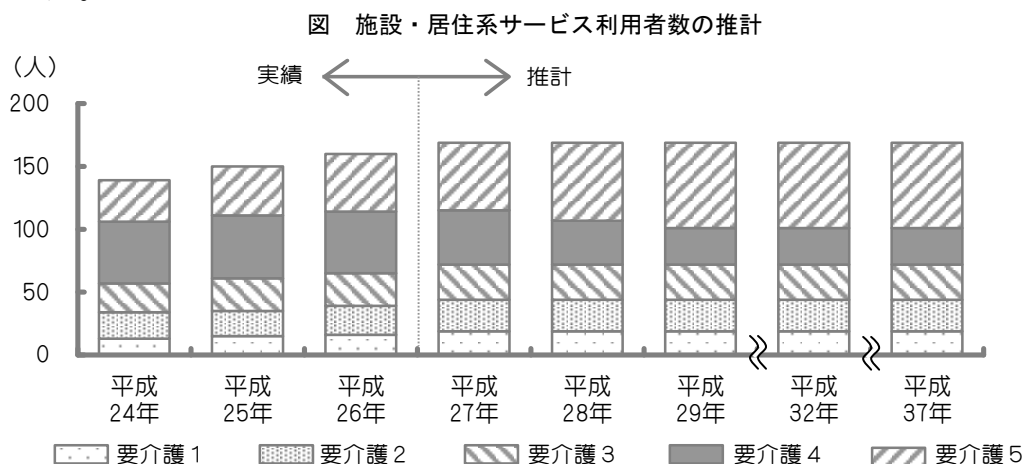


表 施設・居住系サービス利用者数の推計

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
利用者数	139	150	160	169	169	169	169	169
高齢者に占める割合	5.7%	6.1%	6.5%	6.9%	7.0%	7.1%	7.6%	8.5%
要支援1	0	0	0	0	0	0	0	0
要支援2	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護1	13	15	16	19	19	19	19	19
要介護2	21	20	23	25	25	25	25	25
要介護3	23	26	26	28	28	28	28	28
要介護4	49	50	49	43	35	29	29	29
要介護5	33	39	46	54	62	68	68	68



## (2) 標準的居宅（介護予防）サービス・標準的地域密着型（介護予防）サービス利用者数の推計 ●●●●●●●●

要介護等認定者のうち、要支援1、2を対象とした介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス、要介護1～5を対象とした居宅サービス・地域密着型サービス利用者数の見込みは以下のとおりです。

利用者は、平成24から26年度の利用実績を踏まえるとともに、今後の利用者の動向などを考慮し、今後3年間および平成32年度、平成37年度における標準的居宅（介護予防）サービス・標準的地域密着型（介護予防）サービス利用者数の推計を行いました。

図 標準的居宅（介護予防）サービス・標準的地域密着型（介護予防）サービス利用者数の推計

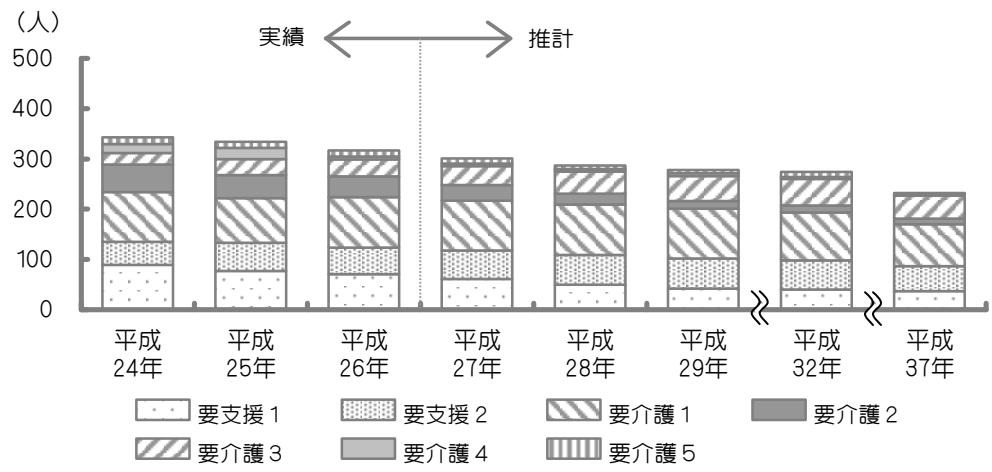


表 標準的居宅（介護予防）サービス・標準的地域密着型（介護予防）サービス利用者数の推計

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
利用者数	343	334	317	301	287	278	274	232
高齢者に占める割合	14.0%	13.5%	13.0%	12.4%	11.9%	11.7%	12.2%	11.7%
要支援1	89	77	71	61	50	42	40	37
要支援2	46	56	53	57	59	60	58	50
要介護1	99	89	100	99	100	99	95	83
要介護2	55	46	41	31	22	15	14	11
要介護3	23	32	34	38	44	50	53	46
要介護4	18	22	6	5	5	6	4	2
要介護5	13	12	12	10	7	6	10	3

### (3) サービス別給付費の実績等

表 サービス別給付費の実績

	平成 24 年度			平成 25 年度		
	計画値(千円)	実績値(千円)	比較(%)	計画値(千円)	実績値(千円)	比較(%)
居宅（介護予防）サービス	219,121	219,986	100.4	228,341	228,360	100.0
訪問サービス	37,726	36,484	96.7	40,900	40,243	98.4
訪問介護	27,566	24,130	87.5	29,641	25,331	85.5
訪問入浴介護	6,084	4,783	78.6	6,565	3,771	57.4
訪問看護	3,521	6,726	191.0	4,021	9,284	230.9
訪問リハビリテーション	306	489	159.8	341	1,193	349.9
居宅療養管理指導	249	355	142.6	332	665	200.3
通所介護サービス	112,021	112,162	100.1	114,132	109,480	95.9
通所介護	95,036	95,623	100.6	96,418	95,408	99.0
通所リハビリテーション	16,985	16,539	97.4	17,714	14,072	79.4
短期入所サービス	17,516	19,814	113.1	18,720	20,230	108.1
短期入所生活介護	15,397	17,573	114.1	16,272	17,574	108.0
短期入所生活介護（老健）	0	321	-	0	341	-
短期入所生活介護（医療）	2,119	1,920	90.6	2,448	2,315	94.6
福祉用具・住宅改修サービス	16,175	15,627	96.6	16,454	16,762	101.9
福祉用具貸与	10,009	10,384	103.7	10,248	12,165	118.7
福祉用具販売費	1,106	724	65.5	1,106	1,053	95.2
住宅改修費	5,060	4,519	89.3	5,100	3,543	69.5
特定施設入居者生活介護	6,212	7,467	120.2	6,648	13,942	209.7
介護予防支援・居宅介護支援	29,471	28,433	96.5	31,487	27,704	88.0
地域密着型（介護予防）サービス	69,187	66,609	96.3	69,187	74,280	107.4
夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-
認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-
小規模多機能型居宅介護	1,809	700	38.7	1,809	0	-
認知症対応型共同生活支援	67,378	65,909	97.8	67,378	74,280	110.2
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	-	0	0	-
施設サービス	361,487	351,395	97.2	373,089	366,189	98.2
介護老人福祉施設	220,606	216,920	98.3	224,214	235,179	104.9
介護老人保健施設	59,458	64,333	108.2	59,458	60,291	101.4
介護療養型医療施設	81,423	70,142	86.1	89,417	70,720	79.1
総計	649,795	637,991	98.2	670,579	668,829	99.7

## 2. サービス別見込み量

### (1)

### 居宅サービス

#### ① 訪問介護

##### 【事業内容】

ホームヘルパーが利用者の家庭を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事など、日常生活等に関する情報や助言など生活面での自立に向けた支援を行います。

訪問介護について、要介護認定者の増加に合わせて、利用者のニーズに対応したサービスの提供を図ります。

介護予防訪問介護について、廃用症候群などの防止を考慮し、本人ができることは可能な限り本人が行うという形でサービスの提供を図ります。

#### ○第5期の状況

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護（人）	計画	528	568	588
	実績	537	594	695
訪問介護（回）	計画	6,862	7,301	7,655
	実績	5,867	7,046	10,698
介護予防訪問介護（人）	計画	296	317	337
	実績	319	265	268

※平成26年度については見込値（以下同様）

#### ○第6期の見込み

事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
訪問介護（人）	716	769	830	821	701
訪問介護（回）	11,106	12,355	14,301	15,486	14,443
介護予防訪問介護（人）	257	242	114		

## ② 訪問入浴介護

### 【事業内容】

利用者の家庭を移動入浴車などで訪問し、簡易浴槽を利用した入浴の介助を行います。

訪問入浴介護について利用者のニーズに対応したサービスの提供を図ります。

介護予防訪問入浴介護について、計画期間中の利用は見込んでおりませんが、利用者のニーズを勘案し、検討していきます。

#### ○第5期の状況

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問入浴介護（人）	計画	117	125	134
	実績	74	67	126
訪問入浴介護（回）	計画	469	506	542
	実績	360	283	417
介護予防訪問入浴介護（人）	計画	0	0	0
	実績	0	0	0
介護予防訪問入浴介護（回）	計画	0	0	0
	実績	0	0	0

#### ○第6期の見込み

事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
訪問入浴介護（人）	139	158	193	213	152
訪問入浴介護（回）	1,886	2,639	3,585	4,431	4,664
介護予防訪問入浴介護（人）	0	0	0	0	0
介護予防訪問入浴介護（回）	0	0	0	0	0



### ③ 訪問看護

#### 【事業内容】

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が利用者の家庭を訪問し、心身機能の維持回復のため、療養生活の支援を行います。

訪問看護について、本人の状況に応じたサービスの提供に努めます。要介護認定者の増加に合わせて他市町村と連携し、利用者のニーズに対応したサービスの提供を図ります。

介護予防訪問看護について、生活機能の維持及び向上を目的としたサービスの充実を図ります。利用率の増減は少ないと思われませんが、他市町村と連携し、必要に応じたサービス提供を図ります。

#### ○第5期の状況

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問看護（人）	計画	84	96	108
	実績	120	180	277
訪問看護（回）	計画	416	496	576
	実績	1,464	1,742	2,320
介護予防訪問看護（人）	計画	12	12	12
	実績	22	58	46
介護予防訪問看護（回）	計画	72	72	72
	実績	396	748	422

#### ○第6期の見込み

事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
訪問看護（人）	286	304	331	312	248
訪問看護（回）	2,650	3,102	3,583	3,751	3,690
介護予防訪問看護（人）	56	65	72	68	63
介護予防訪問看護（回）	540	646	737	768	807

#### ④ 訪問リハビリテーション

##### 【事業内容】

理学療法士や作業療法士が利用者の家庭を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立を助けるため、理学療法や作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。

訪問リハビリテーションについて、利用者のニーズに対応したサービスの提供を図ります。

介護予防訪問リハビリテーションについて、計画期間中の利用は見込んでおりませんが、利用者のニーズを勘案し、検討していきます。

##### ○第5期の状況

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問リハビリテーション（人）	計画	14	15	17
	実績	26	56	54
訪問リハビリテーション（回）	計画	108	121	133
	実績	172	419	406
介護予防訪問リハビリテーション（人）	計画	0	0	0
	実績	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション（回）	計画	0	0	0
	実績	0	0	0

##### ○第6期の見込み

事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
訪問リハビリテーション（人）	64	75	84	86	77
訪問リハビリテーション（回）	462	548	621	684	679
介護予防訪問リハビリテーション（人）	0	0	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション（回）	0	0	0	0	0

## ⑤ 居宅療養管理指導

### 【事業内容】

通院が困難な利用者に対して、医師、歯科医師、薬剤師などが利用者の家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

居宅療養管理指導について、利用者のニーズに対応したサービスの提供を図ります。

介護予防居宅療養管理指導について、計画期間中の利用は見込んでおりませんが、利用者のニーズを勘案し、検討していきます。

### ○第5期の状況 (人)

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅療養管理指導	計画	36	48	48
	実績	29	79	114
介護予防居宅療養管理指導	計画	0	0	0
	実績	1	0	0

### ○第6期の見込み (人)

事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
居宅療養管理指導	119	122	134	138	85
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0

## ⑥ 通所介護

### 【事業内容】

利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。利用者が日帰りでデイサービスセンターに通い、入浴や食事の提供などの日常生活の世話や機能訓練を受けます。

介護予防通所介護について、廃用症候群などの防止を考慮し、本人ができることは可能な限り本人が行えるようサービスの提供を図ります。

#### ○第5期の状況

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度
通所介護（人）	計画	1,212	1,220	1,236
	実績	1,129	1,166	1,284
通所介護（回）	計画	11,141	11,247	11,461
	実績	10,343	10,574	11,647
介護予防通所介護（人）	計画	456	480	504
	実績	479	535	437

#### ○第6期の見込み

事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
通所介護（人）	1,220	1,226	1,233	1,162	1,037
通所介護（回）	11,331	11,814	12,431	12,925	12,511
介護予防通所介護（人）	426	402	190		

※平成28年度から通所介護は地域密着型通所介護（仮称）に移行

## ⑦ 通所リハビリテーション

### 【事業内容】

利用者が老人保健施設や病院等に通い、心身機能の維持回復や、日常生活の自立を助けるため、理学療法や作業療法等のリハビリテーションを受けます。

通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションともに、利用者のニーズに対応したサービスの提供を図ります。

#### ○第5期の状況

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度
通所リハビリテーション（人）	計画	288	304	312
	実績	284	228	174
通所リハビリテーション（回）	計画	1,528	1,610	1,664
	実績	1,577	1,243	811
介護予防通所リハビリテーション（人）	計画	136	140	144
	実績	93	82	61

#### ○第6期の見込み

事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
通所リハビリテーション（人）	166	166	170	150	126
通所リハビリテーション（回）	761	749	749	660	562
介護予防通所リハビリテーション（人）	61	60	58	50	47

## ⑧ 短期入所生活介護

### 【事業内容】

特別養護老人ホームや短期入所施設などへ短期間入所し、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練などを受けます。

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護ともに、利用者のニーズに対応したサービス提供を図ります。

#### ○第5期の状況

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所生活介護（人）	計画	300	316	336
	実績	324	258	248
短期入所生活介護（日）	計画	2,100	2,212	2,388
	実績	2,306	2,239	2,645
介護予防短期入所生活介護（人）	計画	26	28	31
	実績	6	11	29
介護予防短期入所生活介護（日）	計画	79	85	92
	実績	14	43	213

#### ○第6期の見込み

事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
短期入所生活介護（人）	237	240	257	235	177
短期入所生活介護（日）	2,830	3,189	3,728	4,346	4,328
介護予防短期入所生活介護（人）	37	40	42	39	38
介護予防短期入所生活介護（日）	301	364	414	484	604

## ⑨ 短期入所療養介護

### 【事業内容】

介護老人保健施設や介護療養型医療施設へ短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活の世話を受けます。

短期入所療養介護について、利用者のニーズに対応したサービスの提供を図ります。また、提供施設の一つである介護療養型医療施設は、国の方針により、平成 29 年 3 月末で廃止されます。そのため、その受け皿として、介護療養型老人保健施設等への転換支援などを図ります。

介護予防短期入所療養介護について、利用者のニーズに対応したサービス提供を図ります。

#### ○第5期の状況

事業		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所療養介護（人）	計画	60	72	84
	実績	55	64	48
短期入所療養介護（日）	計画	677	849	1,022
	実績	299	352	272
介護予防短期入所療養介護（人）	計画	6	6	6
	実績	1	0	0
介護予防短期入所療養介護（日）	計画	6	6	6
	実績	3	0	0

#### ○第6期の見込み

事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
短期入所療養介護（人）	53	58	60	59	52
短期入所療養介護（日）	234	238	239	259	269
介護予防短期入所療養介護（人）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（日）	0	0	0	0	0

## ⑩ 特定施設入居者生活介護

### 【事業内容】

介護付きの有料老人ホームなどに入所している利用者が、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話や機能訓練を受けます。

特定施設入居者生活介護について、施設の増員は見込んでいませんが、今後のニーズの動向により検討していきます。

介護予防特定施設入居者生活介護について、計画期間中の利用は見込んでおりませんが、利用者のニーズを勘案し、検討していきます。

### ○第5期の状況 (人)

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定施設入居者生活介護	計画	36	36	36
	実績	43	75	74
介護予防特定施設入居者生活介護	計画	0	0	0
	実績	1	0	0

### ○第6期の見込み (人)

事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
特定施設入居者生活介護	74	74	74	74	74
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0



## ⑪ 福祉用具貸与

### 【事業内容】

心身の機能が低下し日常生活に支障のある利用者に、日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具を貸与します。

福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与について、自立支援を損ねる利用や乱用を防止するために適切なケアマネジメントにより利用を促進します。

### ○第5期の状況 (人)

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度
福祉用具貸与	計画	816	828	840
	実績	803	833	974
介護予防福祉用具貸与	計画	137	142	148
	実績	214	344	360

### ○第6期の見込み (人)

事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
福祉用具貸与	1,016	1,044	1,067	1,062	890
介護予防福祉用具貸与	385	400	411	389	363

## ⑫ 特定福祉用具販売

### 【事業内容】

心身の機能が低下し、日常生活に支障のある利用者などに、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具の購入にかかる費用（同一年度で 10 万円以内）の 9 割を支給します。

特定福祉用具販売、介護予防特定福祉用具販売ともに、自立支援を損ねる利用や乱用を防止するために適切なケアマネジメントにより利用を促進します。

### ○第5期の状況 (人)

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定福祉用具販売	計画	24	24	24
	実績	23	28	29
介護予防特定福祉用具販売	計画	12	12	12
	実績	7	5	6

### ○第6期の見込み (人)

事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
特定福祉用具販売	38	39	42	42	31
介護予防特定福祉用具販売	5	5	4	4	4

### ⑬ 住宅改修

#### 【事業内容】

在宅で生活する要支援・要介護認定者の転倒を防いだり、自立しやすい生活環境を整えるため、手すりの取り付けや段差解消などの小規模な住宅改修を行う場合に、その費用（原則同一利用者 20 万円以内）の 9 割を支給するサービスです。

住宅改修、介護予防住宅改修ともに、住宅改修の必要性、妥当性を精査し、適切なケアマネジメントにより利用を促進します。

#### ○第 5 期の状況 (人)

事業		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
住宅改修	計画	24	24	24
	実績	18	22	19
介護予防住宅改修	計画	12	12	12
	実績	15	7	11

#### ○第 6 期の見込み (人)

事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
住宅改修	36	38	39	39	35
介護予防住宅改修	13	12	12	10	9

## ⑭ 居宅介護支援

### 【事業内容】

ケアマネジャーが、利用者の依頼を受け、在宅サービスなどを適切に利用できるように、心身の状況、環境、本人や家族の要望等を受けて、利用するサービスの種類や内容等の計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整や必要な場合には介護保険施設への紹介などを行います。

#### ○第5期の状況

(人)

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護支援	計画	1,980	2,100	2,220
	実績	1,859	1,765	1,887
介護予防居宅介護支援	計画	936	1,032	1,128
	実績	916	1,012	961

#### ○第6期の見込み

(人)

事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
居宅介護支援	1,711	1,699	1,694	1,625	1,375
介護予防居宅介護支援	943	905	870	802	772



### ③ 認知症対応型通所介護

介護が必要な認知症高齢者がデイサービスセンターへ通い（または送迎を行い）、入浴や食事等の日常生活上の世話や、相談、助言、機能訓練、レクリエーションなどを行います。

町内にサービス事業所が存在しなく、計画期間中のサービスの提供は見込んでいませんが、今後のニーズの動向により検討していきます。

#### ○第5期の状況

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症対応型通所介護（人）	計画	0	0	0
	実績	0	0	0
認知症対応型通所介護（回）	計画	0	0	0
	実績	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護（人）	計画	0	0	0
	実績	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護（回）	計画	0	0	0
	実績	0	0	0

#### ○第6期の見込み

事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
認知症対応型通所介護（人）	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護（回）	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護（人）	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護（回）	0	0	0	0	0

#### ④ 小規模多機能型居宅介護

夜間の定期的な巡回訪問、または通報を受け、要介護者の自宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行います。

町内にサービス事業所が存在しなく、計画期間中のサービスの提供は見込んでいませんが、今後のニーズの動向により検討していきます。

○第5期の状況 (人)

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度
小規模多機能型居宅介護	計画	12	12	12
	実績	4	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	計画	0	0	0
	実績	0	0	0

○第6期の見込み (人)

事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0

## ⑤ 認知症対応型共同生活介護

グループホームに入所し、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフが入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

認知症対応型共同生活介護について、利用者のニーズに対応したサービスの提供を図ります。

介護予防認知症対応型共同生活介護について、計画期間中のサービスの提供は見込んでいませんが、今後のニーズの動向により検討していきます。

### ○第5期の状況 (人)

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症対応型共同生活介護	計画	300	300	300
	実績	288	317	366
介護予防認知症対応型共同生活介護	計画	0	0	0
	実績	0	0	0

### ○第6期の見込み (人)

事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
認知症対応型共同生活介護	474	474	474	474	474
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0



## ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護が必要な者の住み慣れた地域の地域密着型特定施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにします。

町内にサービス事業所が存在していませんが、今後のニーズの動向により検討していきます。

○第5期の状況 (人)

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	計画	0	0	0
	実績	0	0	0

○第6期の見込み (人)

事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0

## ⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護が必要な者の住み慣れた地域の地域密着型特定施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにします。

町内にサービス事業所が存在していませんが、今後のニーズの動向により検討していきます。

○第5期の状況 (人)

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	計画	0	0	0
	実績	0	0	0

○第6期の見込み (人)

事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0

## ⑧ 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型サービスが平成 24 年4月に創設されます。これは、利用者がニーズに応じて柔軟に医療ニーズに対応した小規模多機能型居宅介護などの提供を受けられるようになるものです。また、事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能になるケアの体制が構築しやすくなるという利点があります。

町内にサービス事業所が存在していなく、計画期間中のサービスの提供は見込んでいませんが、今後のニーズの動向により検討していきます。

### ○第5期の状況 (人)

事業		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
複合型サービス	計画	0	0	0
	実績	0	0	0

### ○第6期の見込み (人)

事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
複合型サービス	0	0	0	0	0



(3)

## 施設サービス

### ① 介護老人福祉施設

居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、入浴、排せつ、食事などの生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

第4期に国から示された参酌標準はなくなりましたが、これまでの方針を踏襲し、サービス給付の効率化、重点化を図るため、これまでの施設と合わせて、重度の要介護者の入所の推進に努めます。

○第5期の状況 (人)

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設	計画	900	912	912
	実績	887	949	993

○第6期の見込み (人)

事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護老人福祉施設	993	993	993	993	993

### ② 介護老人保健施設

入院治療の必要がない利用者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行います。

第4期に国から示された参酌標準はなくなりましたが、これまでの方針を踏襲し、重度の要介護者の入所の推進に努めます。

○第5期の状況 (人)

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人保健施設	計画	228	228	240
	実績	246	233	198

○第6期の見込み (人)

事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護老人保健施設	198	198	198	198	198

### ③ 介護療養型医療施設

療養型病床群等をもつ病院及び診療所の介護保険適用部分に入院する利用者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練などの必要な医療を行います。

介護療養型医療施設は、国の方針により、廃止期限が平成 29 年3月末までに延長されたため、廃止に備えて、在宅介護の充実、介護療養型老人保健施設等への転換支援などを行います。

○第5期の状況 (人)

事業		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護療養型医療施設	計画	252	276	276
	実績	197	228	278

○第6期の見込み (人)

事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護療養型医療施設	278	278	278	278	278

※ 平成 32 年度以降は転換施設



【予防給付】

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防訪問 介護	人数	257	242	114		
	回数	0	0	0	0	0
介護予防訪問 入浴介護	(人数)	0	0	0	0	0
	回数	540	646	737	768	807
介護予防訪問 看護	(人数)	56	65	72	68	63
	回数	0	0	0	0	0
介護予防訪問 リハビリテー ション	(人数)	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防居室 療養管理指導	人数	0	0	0	0	0
介護予防通所 介護	人数	426	402	190		
介護予防通所 リハビリテー ション	人数	61	60	58	50	47
介護予防短期 入所生活介護	日数	301	364	414	484	604
	(人数)	37	40	42	39	38
介護予防短期 入所療養介護	日数	0	0	0	0	0
	(人数)	0	0	0	0	0
介護予防福祉 用具貸与	人数	385	400	411	389	363
特定介護予防 福祉用具販売	人数	5	5	4	4	4
介護予防住宅 改修費	人数	13	12	12	10	9
介護予防特定 施設入居者生 活介護	人数	0	0	0	0	0
介護予防支援	人数	943	905	870	802	772

## ② 地域密着型サービスの見込み量（再掲）

### 【介護給付】

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	人数	0	0	0	0	0
夜間対応型 訪問介護	人数	0	0	0	0	0
認知症対応型通 所介護	回数	0	0	0	0	0
	(人数)	0	0	0	0	0
小規模多機能型 居宅介護	人数	0	0	0	0	0
認知症対応型共 同生活介護	人数	474	474	474	474	474
地域密着型特定 施設入居者生活 介護	人数	0	0	0	0	0
地域密着型介護 老人福祉施設入 所者生活介護	人数	0	0	0	0	0
複合型サービス	人数	0	0	0	0	0
地域密着型通所 介護（仮称）	回数		11,814	12,431	12,925	12,511
	(人数)		1,226	1,233	1,162	1,037

### 【予防給付】

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防認知症 対応型通所介護	回数	0	0	0	0	0
	(人数)	0	0	0	0	0
介護予防小規模 多機能型居宅介 護	人数	0	0	0	0	0
介護予防認知症 対応型共同生活 介護	人数	0	0	0	0	0

### ③ 施設サービスの見込み量（再掲）

---

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護老人福祉施設	人数	993	993	993	993	993
介護老人保健施設	人数	198	198	198	198	198
介護療養型医療施設 (平成 32 年度以降は転換施設)	人数	278	278	278	278	278



## (2)

## 給付費の見込み

## ① 介護給付費（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス）

(千円)

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
居宅サービス	253,647	173,473	198,999	217,304	206,028
訪問サービス	73,039	88,252	108,882	124,447	122,760
訪問介護	32,807	36,429	42,219	46,084	43,140
訪問入浴介護	25,464	35,580	48,359	59,716	62,876
訪問看護	12,455	13,670	15,424	15,634	14,155
訪問リハビリテーション	1,335	1,556	1,736	1,918	1,910
居宅療養管理指導	978	1,017	1,144	1,095	679
通所サービス	104,708	6,696	6,769	5,926	4,890
通所介護	97,892	0	0	0	0
通所リハビリテーション	6,816	6,696	6,769	5,926	4,890
短期入所サービス	21,499	23,795	27,845	31,799	30,472
短期入所生活介護	19,233	20,959	24,347	27,537	25,633
短期入所療養介護	2,266	2,836	3,498	4,262	4,839
福祉用具・宅改修サービス	17,722	18,035	18,531	18,733	15,113
福祉用具貸与	13,248	13,510	13,939	14,085	11,103
福祉用具購入費	974	985	1,006	1,038	900
住宅改修費	3,500	3,540	3,586	3,610	3,110
特定施設入居者生活介護	14,725	14,696	14,696	14,696	14,696
居宅介護支援	21,954	21,999	22,276	21,703	18,097
地域密着型サービス	108,606	211,718	219,171	226,149	222,418
認知症対応型共同生活介護	108,606	108,396	108,396	108,396	108,396
地域密着型通所介護（仮称）		103,322	110,775	117,753	114,022
施設サービス	417,186	418,876	420,749	420,749	420,749
介護老人福祉施設	272,144	274,115	275,988	275,988	275,988
介護老人保健施設	56,635	56,525	56,525	56,525	56,525
介護療養型医療施設 （平成 32 年度以降は転換施設）	88,407	88,236	88,236	88,236	88,236
介護給付費計	779,439	804,067	838,919	864,202	849,195

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

※ 地域密着型サービス（定期巡回・臨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス）については、介護給付費を見込んでいません。

② 予防給付費（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等）

(千円)

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防サービス	28,067	27,731	19,929	11,825	11,492
介護予防訪問サービス	6,339	6,367	4,327	2,297	2,315
介護予防訪問介護	4,656	4,372	2,059		
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,683	1,995	2,268	2,297	2,315
介護予防訪問 リハビリテーション	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養 管理指導	0	0	0	0	0
介護予防通所サービス	13,702	13,371	7,663	2,039	1,875
介護予防通所介護	11,293	10,974	5,304		
介護予防通所 リハビリテーション	2,409	2,397	2,359	2,039	1,875
介護予防短期入所サービス	487	585	665	773	960
介護予防短期入所 生活介護	487	585	665	773	960
介護予防短期入所 療養介護	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具・ 住宅改修サービス	3,533	3,566	3,583	3,314	3,067
介護予防福祉用具貸与	2,448	2,507	2,548	2,409	2,261
特定介護予防 福祉用具販売	137	117	102	101	97
介護予防住宅改修	948	942	933	804	709
介護予防特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0
介護予防支援	4,006	3,842	3,691	3,402	3,275
地域密着型 介護予防サービス	0	0	0	0	0
介護予防認知症 対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模 多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防地域密着型 通所介護（仮称）		0	0	0	0
予防給付費計	28,067	27,731	19,929	11,825	11,492

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

## (3)

## 第6期事業計画期間の介護保険サービス

## に要する費用の総額 ● ● ● ● ● ● ● ●

(千円)

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
標準給付費見込み額	861,971	881,106	906,394	921,857	901,330
介護サービス給付費	779,439	804,067	838,919	864,202	849,195
介護予防サービス給付費	28,067	27,731	19,929	11,825	11,492
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	△2,518	△3,992	△4,228	△4,396	△4,288
特定入所者介護サービス費等給付額	42,987	42,585	41,632	40,446	36,189
補足給付の見直しに伴う財政影響額	△4,781	△7,926	△8,150	△7,918	△7,085
高額介護サービス費等給付額	17,440	17,277	16,890	16,409	14,682
高額医療合算介護サービス費等給付額	725	718	702	682	610
算定対象審査支払手数料	612	646	700	608	535
地域支援事業費	22,748	23,428	26,665	30,202	28,871
介護予防・日常生活支援総合事業費	5,630	5,930	8,666	11,894	10,969
包括的支援事業・任意事業費	17,118	17,498	17,999	18,308	17,902
介護保険サービス合計	884,719	904,534	933,058	952,059	930,201

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

## 4. 介護保険料の算出

### (1)

### 介護保険サービスに係る費用の財源内訳

第6期計画においての町の第1号被保険者の負担割合は、全国の第1号及び第2号被保険者人口比率、国による調整交付金を踏まえ、18.3%程度であることが見込まれます。

#### ① 介護給付費の財源内訳

図 在宅サービス

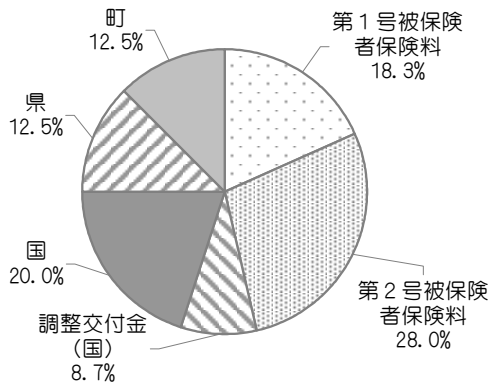
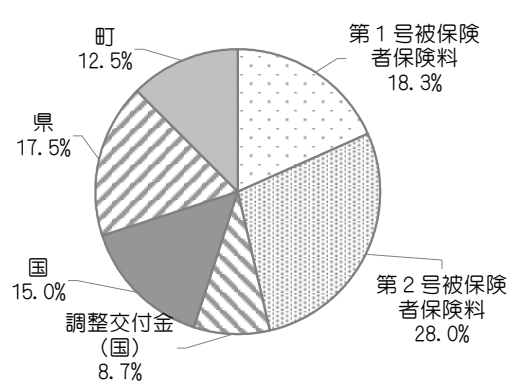


図 施設サービス



#### ② 地域支援事業費の財源内訳

図 介護予防・日常生活支援総合事業

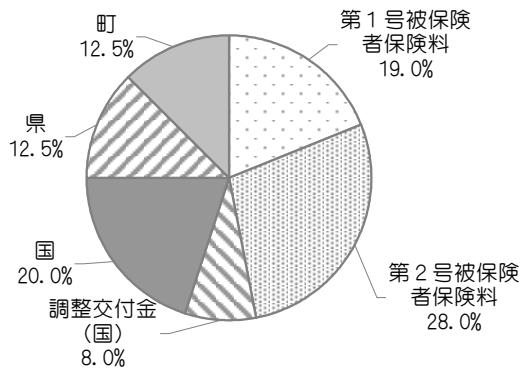
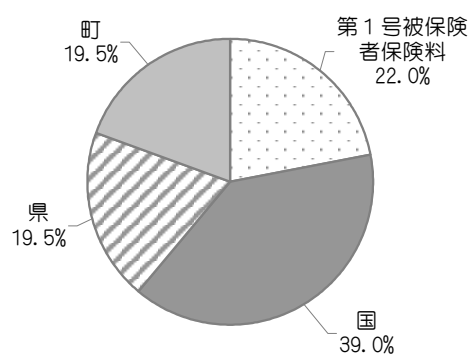


図 包括的支援事業、任意事業



※地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業の調整交付金(国)については、日常生活支援総合事業に移行を予定する平成29年度より交付されます。





■所得段階別加入者数

所得段階		平成27年度	平成28年度	平成29年度
1段階	生活保護を受給している人、又は世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 又は世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	358人	354人	349人
2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円以下の人	217人	214人	212人
3段階	世帯全員が町民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人	236人	234人	231人
4段階	本人が町民税非課税で、世帯内に町民税課税者がいる者で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	260人	257人	254人
5段階	本人が町民税非課税で、世帯内に町民税課税者がいる者で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円超の人	464人	459人	454人
6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が年間120万円未満の人	383人	379人	374人
7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が年間120万円以上190万円未満の人	227人	224人	221人
8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が年間190万円以上290万円未満の人	164人	163人	161人
9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が年間290～500万円未満の人	55人	55人	54人
10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が年間500～800万円未満の人	20人	19人	19人
11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が年間800万円以上の人	49人	49人	48人





## (5)

## 所得段階別の介護保険料

保険料基準額と所得段階区分により保険料が算定されます。低所得者保険料軽減制度により、第1～3段階の保険料については、平成27、28年度と平成29年度で異なります。

所得段階		保険料月額	保険料年額
1段階	生活保護を受給している人、又は世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 又は世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	平成27、28年度 2,565円	30,780円
		平成29年度 1,710円	20,520円
2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円以下の人	平成27、28年度 4,275円	51,300円
		平成29年度 2,850円	34,200円
3段階	世帯全員が町民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人	平成27、28年度 4,275円	51,300円
		平成29年度 3,990円	47,880円
4段階	本人が町民税非課税で、世帯内に町民税課税者がいる者で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	5,130円	61,560円
5段階	本人が町民税非課税で、世帯内に町民税課税者がいる者で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円超の人	5,700円	68,400円
6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が年間120万円未満の人	6,840円	82,080円
7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が年間120万円以上190万円未満の人	7,410円	88,920円
8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が年間190万円以上290万円未満の人	8,550円	102,600円
9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が年間290～500万円未満の人	9,690円	116,280円
10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が年間500～800万円未満の人	10,260円	123,120円
11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が年間800万円以上の人	10,830円	129,960円

## 第6章 資料編

### 設楽町介護保険事業計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 本町における介護保険の円滑な実施を図り、介護サービス基盤の計画的な整備を進めるとともに、高齢者の保健福祉をめぐる情勢の変化を踏まえ、設楽町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という）を策定するため、設楽町介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者福祉事業及び介護保険事業の分析・評価に関すること。
- (2) 高齢者福祉事業計画及び介護保険事業計画の見直しに関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、計画策定のために必要な事項

#### (組織)

第3条 この委員会の委員は、15名以内とし、次の者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療福祉関係者
- (3) 介護保険被保険者
- (4) その他町長が必要と認める者

#### (委員)

第4条 この委員会の委員は町長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長等)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会を統括する。
- 4 副委員長は、委員長の指名する者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて委員会の会議に関係者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

#### (庶務)

第7条 この委員会の庶務は、事務局（町民課、したら保健福祉センター）において処理する。

#### 附 則

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

○設楽町介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(50音順、敬称略)

	役 職 等	氏 名	備 考
1	愛厚ホーム設楽苑 苑長	石川 康彦	任期 平成 26 年 4 月 1 日～
2	平山たんぼの会 会長	伊藤 吉代	
3	伊藤内科 医師	伊藤 隆啓	
4	北設楽郡医師会 会長	伊藤 幸義	任期 平成 26 年 4 月 1 日～
5	愛厚ホーム設楽苑 苑長	岡田 浩二	任期 ～平成 26 年 3 月 31 日
6	設楽町民生委員協議会 会長	金田 和幸	副委員長
7	設楽町区長連絡協議会 会長	金田 勝己	委員長、任期 平成 25 年 4 月 15 日～
8	第 2 号被保険者	柄澤 玲子	任期 平成 26 年 7 月 1 日～
9	設楽町社会福祉協議会 事務局長	小林 喜久	
10	設楽町生活支援ハウス偕楽園 施設長	三城 富子	
11	グループホーム設楽の家 館長	鈴木 肇子	
12	津具ロコモ体操教室 会長	高木 五百子	
13	設楽町老人福祉施設やすらぎの里 所長	土屋 貴之	任期 ～平成 26 年 3 月 31 日
14	設楽町区長連絡協議会 会長	夏目 忠士	任期 ～平成 25 年 4 月 14 日
15	デイサービスだみね センター長	林 昌利	
16	足腰シャキットの会 会長	平松 憲子	任期 ～平成 26 年 6 月 30 日
17	したら居宅介護支援事業所 管理者	堀 照子	任期 平成 25 年 11 月 1 日～
18	マツモト歯科医院 歯科医師	松本 全弘	
19	したら居宅介護支援事業所 管理者	山崎 章生	任期 ～平成 25 年 10 月 31 日
20	デイサービスなぐら 管理者	吉川 美幸	
21	設楽町シルバー人材センター 事務局長	今泉 みちよ	オブザーバー
22	足助病院 脳神経外科 医師	柏野 進	オブザーバー
23	ネットしたら	金田 文子	オブザーバー
24	設楽町地域包括支援センター センター長	竹下 英昭	オブザーバー
25	東栄病院 院長	丹羽 治男	オブザーバー
26	西三河訪問看護ステーション 代表	三橋 俊高	オブザーバー

任期：平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

## 設楽町高齢者まちづくり会議設置規則

### (設置)

第1条 高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた日常生活が営むことができるよう、住民、介護医療事業者及び行政が対等な立場でそれぞれの役割を担いながら協働して行う地域づくりを推進するため、設楽町高齢者まちづくり会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者福祉計画の策定及び進捗管理に関すること
- (2) 高齢者相談センターの設置及び運営に関すること
- (3) 地域包括ケアに関すること

### (会議の委員及び組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 副町長
- (2) 公募による者
- (3) 学識経験者
- (4) 介護医療関係者
- (5) 各種団体関係者
- (6) 行政関係者

2 会議は、委員16名以内で組織する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長等)

第4条 会議に会長を置き、副町長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ指名された委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議の委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

3 会議は、事前に住民へ開催を周知し、公開することとする。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、町民課及びしたら保健福祉センターにおいて処理する。

### (補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



設楽町高齢者福祉計画第6期介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)

発行年月	平成27年3月		
発行	設楽町	〒441-2302 愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前14番地 TEL 0536-62-0511(代表) FAX 0536-62-1675(代表)	
編集	町民課	TEL 0536-62-0519	FAX 0536-62-1458
	したら保健福祉センター	TEL 0536-62-0901	FAX 0536-62-0902
	つぐ保健福祉センター	TEL 0536-83-2665	FAX 0536-83-2959